

平成28年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成28年3月3日(木)午前9時開会

出席議員(14名)

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	中村精一
健康福祉課長	田邊浩一	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	白井実	総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村幸夫	地域振興課 生活環境・ 地域整備担当主幹	手塚和夫
総務課主幹兼 総務班長	白井住三子	総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊
教育長	今井富雄	教育課長	鈴木庄一
教育課主幹 (指導主事)	吉野清久	選挙管理委員会 書記	白井住三子
睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介
書 記 中山大輔

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 一般質問
日程第 4 議案第 8号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 発議案第 1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 13号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）
日程第 8 議案第 14号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 9 議案第 15号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 10 議案第 16号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 11 議案第 17号 平成27年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第2号）
日程第 12 議案第 18号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(町長等の提案説明、質疑・討論・採決)
日程第 13 議案第 19号 平成28年度睦沢町一般会計予算
日程第 14 議案第 20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
日程第 15 議案第 21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 16 議案第 22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算
日程第 17 議案第 23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算
日程第 18 議案第 24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
(議案第 19号から議案第 24号まで一括議題、町長の提案説明まで)

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第1回陸沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成27年10月分から12月分までの報告がありました。

いずれもお手元に配付の印字物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る2月18日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

2月18日午前9時から、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。

案件は、本日招集されました平成28年第1回議会定例会の運営についてであります。

今期定例会におきましては、5名の議員から一般質問の通告がされております。議案等につきましても、新年度予算、補正予算の他、条例の制定、一部改正などを合わせて34議案、議員発議1件であります。

今期定例会の運営については、お手元に配付の予定表により説明申し上げます。

会期は、協議の結果、本日から11日までの9日間を予定いたしました。

また、本日の予定ですが、最初に一般質問を行い、続いて議案第8号、9号及び発議案第

1号、平成27年度の各会計補正予算の審議をお願いいたします。その後、平成28年度の一般会計予算、5特別会計予算の提案理由説明までを予定いたしました。本日の予定は以上であります。

次に、あす4日の予定について説明いたします。

4日は、午前9時から平成28年度予算に関する総括質疑を行います。次に、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、新年度予算の審査を委員会付託にすることといたします。続いて、議案第1号から議案第7号、議案第10号から議案第12号、議案第25号の11件についての提案説明までを予定いたしました。以上があす4日の予定であります。

5日から10日までの6日間は、議案調査、予算審査特別委員会の開催のため、休会といたします。

次に、最終日、11日の予定について申し上げます。

11日は、午前9時から平成28年度の一般会計予算の他、5特別会計予算の審査に関する委員長報告、討論、採決を行い、続いて各議案の審議を行います。

今期定例会の運営等の決定事項は、以上です。長期間となりますが、本定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議会運営について、議会運営委員会から3点ばかりお願い申し上げます。

1点目は、議員の発言についてであります。

議員活動の基本は言論であって、問題は全て言論によって決定されるのが建前であり、発言自由の原則が挙げられております。発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるというものではありません。節度ある発言でなければならないと思います。議場での秩序を乱したり、品位を落とす発言であったり、個人のプライバシーに関する発言まで許されるものではありません。特に品位の保持については、無礼な言葉や私生活にわたる発言をしてはならないと地方自治法にも規定されておりますので、いま一度議員全員が住民の代表として、職責を果たす上でも注意すべきものであると考えます。

2点目は、質疑についてであります。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点をただすものでなければなりません。また、自己の意見を述べる事が出来ないと会議規則に規定されておりますので、それらを踏まえた中で質疑をお願いいたしたいと思っております。

3点目は、総括質疑についてであります。

近年、総括質疑において、各種事務事業の細部にわたる質疑が行われることが見受けられました。総括質疑は、主に町長の施政方針や予算編成方針、提案理由等に対して行うものであり、事務事業の細部にわたる質疑については、予算審査特別委員会を設置し、その中で審査が行われますので、その点十分にご理解の上、質疑されますようご理解をいただきたいと思っております。

以上、3点を申し上げましたが、住民代表としてふさわしくない発言については十分注意をして、睦沢町議会の品位を落とさないよう、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶がございます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、町政の運営、住民福祉向上にご指導、ご理解並びにご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年度も残すところあと一月足らずとなりましたが、皆様のご協力により、おかげをもちまして各事務事業も順調に執行されております。

27年度は、環太平洋パートナーシップ協定交渉の大筋合意や安全保障法制の整備など、我が国の今後の経済、国際関係や安全保障の方向性に大きくかかわる動きがありました。これらの新しい枠組みが国民の平和で安全な暮らしを守るとともに、より豊かな生活につながることを期待しております。

経済情勢といたしましては、企業収益や雇用情勢の改善など、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、中国を始めとするアジア新興国の景気が下振れし、我が国の経済を下押しするリスクが懸念されるなど、依然として不透明な状況が続いております。

また、我が国では、世界にこれまで例のない急速な人口減少、少子高齢化の進行が見込まれており、年金、医療、介護を始めとする持続可能な社会保障制度の確立や地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生は、一刻の猶予も許されない喫緊の課題であります。このよ

うに、我が国が様々な課題を抱えている中、地方自治体といたしましても、時代の潮流を踏まえた施策を着実に進めなければならないと認識をしております。

こうした状況を踏まえ、今期定例会では、町長就任後4回目の新年度予算を審議していただくわけですが、昨年10月に策定いたしました睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の四つの重点施策を念頭に予算編成し、また一方では国の補正予算である一億総活躍社会の実現に向けて、喫緊に実施すべき対策やT P P関連政策大綱実現に向けた施策などを平成27年度の一般会計補正予算（第4号）に計上し、対応することといたしました。

改めて提案理由等申し上げますが、本定例会にてご審議いただく案件は、新年度各会計予算と一般会計予算他、5特別会計に係る補正予算、新規条例制定4件、条例改正8件、指定管理者の指定1件、人事案件9件でございます。

慎重にご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎教育長行政報告

○議長（市原重光君） 次に、教育長から行政報告があります。

今井教育長。

○教育長（今井富雄君） おはようございます。教育長の今井富雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

行政報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろより、町政、町教育行政の推進にご協力、ご理解賜り、誠にありがとうございます。

このたび、町教育委員会では、睦沢町立小学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を広報「むつざわ」、町ホームページ等で公表し、小学校の再編に向けた基本的な考え方と今後の対応につきまして、P T A本部役員、区長会、各小学校、こども園の保護者、一般住民の皆様説明会を実施させていただきました。各説明会では、多くのご意見、ご質問を伺うことが出来ましたが、今後もより一層丁寧な説明に努めたいと考え、新たな説明の場と機会を得ながら、地域とともにある学校に新しく生まれ変わるべくご理解いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎選挙管理委員会書記長行政報告

○議長（市原重光君） 次に、選挙管理委員会から行政報告があります。

白井書記長。

○選挙管理委員会書記長（白井住三子君） おはようございます。選管書記長の白井でございます。

選挙管理委員会から行政報告をさせていただきます。

初めに、先の町議会議員選挙におきましては、皆様のご協力により、初めて取り組みました選挙公報につきましても、予定どおり発行が出来、滞りなく終わることが出来ましたことをこの場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

さて、任期満了に伴う睦沢町長選挙の日程が昨日の選挙管理委員会において決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

今朝の新聞にも掲載されましたが、日にちは、7月5日の火曜日が告示で、7月10日の日曜日が投開票日となります。これに伴う立候補予定者説明会等の執行計画につきましては、今後ホームページ、広報等におきまして周知して参りますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

市原町長。

○町長（市原 武君） 大変恐縮ですが、議案の一部を差しかえさせていただきたくお願いいたします。内容等につきましては、総務課長からご説明を申し上げます。

○議長（市原重光君） ただいま町長からの議案の一部差しかえの申し出がありました。内容について、高橋総務課長から説明願います。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりまして、ご説明申し上げます。

差しかえをお願いいたしますものは、事前配付いたしました議案第29号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての議案でございます。

訂正いたします箇所でございますが、中村喜充氏の生年月日が平成24年6月30日となっておりますが、正しくは昭和24年6月30日の誤りでありますので、訂正し差しかえをお願いするものです。

なお、本日お手元に正しいものを配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受

理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。3番、伊原邦夫議員、4番、久我政史議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日から11日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの9日間に決定いたしました。

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告されております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承願います。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長（市原重光君） 最初に、12番、市原時夫議員の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫でございます。通告順に沿いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、スマートウェルネス拠点整備事業についてであります。

もともと、この計画は、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略に基づき、これまで町が制定していた基本計画から切り替える、その重点プロジェクトとして計画されたものであります。つまり、この睦沢町の今後の長期計画の中心となるべきものでありまして、その運営、経営、建設についてはしっかりと見通しと住民の合意が必要とされるものと私は考えるものであります。

そこで、第1に、住民の暮らしの現状から見て、この計画による今後の町財政負担が住民福祉を圧迫することにならないかという問題であります。私は、この間様々な方とお話をし、て参りましたが、高齢者の方のお話を聞くと、ほとんどの方が、現在の状況について、年金が減ってきて税金、公共料金の負担が増えてこの先どうなるんでしょう、不安の声ばかりであります。

若い方はどうでしょうか。町の人口ビジョンのアンケートがされておりますが、その結果を見ても、例えば、将来の生活、結婚、出産、子育てに関する不安、心配は何かという質問に対して、家計や収入のことが57.3%、それに次いで親や親族の健康や介護のことが53.3%と2番目に高くなっております。私は、今町が最も力を注ぐべきことは、住民の立場からいえば、福祉、暮らし、子育て、このことが今最も住民が求めている対応しなければならない問題だと考えております。

そこで、スマートウェルネス拠点構想でございますが、町の財政負担は、25年間にわたり、毎年私が計算をしたところで平均8,000万円近く、9年目から22年までは9,000万円を超える負担となる計画であります。

問題は、今後の町の財政が福祉のさらなる充実を図りながら、25年間にわたる負担を維持出来るのかという問題であります。県内2番目に小さい自治体の財政状況に見合った計画と言えるのか疑問があります。

一つには、この間の町税の減少状況を見ましても、住民の暮らしが圧迫されていることがはっきりして参っております。原因はどこにあるのか。町というものではありません。大企業のもうけがトリクルダウンして国民の暮らしの向上につながるという政府の長期経済政策が破綻をしていることが明白であります。消費税8%の増税が消費不況を招き、そのことが日本経済のマイナス成長を生み出している、こういう状況の中で、こうした大型事業が実際にまともに進むのかどうか、この経済情勢の中から私は一つは考えるべきではないかと思うのでございます。私は、財政面から見れば、この計画を縮小する、その必要もあるのではないかと考えますが、伺います。

次に、拡張されて移転をされた道の駅の経営が、その規模に見合う安定した運営の見通しがあるのかという問題であります。町は、民間のノウハウを生かすからと言っております。しかし、この計画は、民間が自ら自分の責任で掲げたものでもなく、自らの責任で行うものでもありません。町の多額の財政を支出する一大事業であり、町として例えば道の駅の現在13万人の来訪者を25万人に増やすことの出来る具体的な、例えば特産品や他の道の駅との差別化を図る計画が具体的にあるのか、私は、これは町として今の段階で責任を持って経営の見通しを示す、把握すべき内容だと思うのであります。

これまでのこの計画の説明の中で、一般的な話がありますが、こうやれば経営は大丈夫だという具体的なものはなく、民間がノウハウを持っているからということで進めたわけであり、そうでない段階で、私は反対はしましたが、この民間委託に当たっての需要変動リスクが生じた場合の一定の公共負担を行うということを入れたわけであり、これは明確な見通しが無い中で、町財政のリスクを増大させるだけのものになるのではないかと考えますが、お聞きいたします。

次に、先程の経営の見通しの問題とも関連をするのでございますが、施設の建設、運営について、これまでの基本方針である一般競争入札、私はこれを徹底すべきではないかと考えます。というのは、特定の一業者などの実績などを加味して信用してお任せするのではなく、実際の経営の方針をしっかりと町として複数の業者を比較して、より長期的な運営を任せられるかどうかの判断をすべきではないかということであり、

もちろん、入札に参加するかどうかはそれぞれの業者が決めることでありまして、結果はわかりませんが、しかしより安定的な運営を任せられるかどうかという点については、私は複数のこうした一般競争入札による慎重な検討が必要ではないかと考えますが、伺います。

次に、もともと道の駅というのは、地元の農業発展と不可分に結びつくものであります。それでは、これが町の農業の発展につながる保証があるのかという問題であります。町は、民間の力を活用すると言ってありますが、町の計画では、農産物直売という、まさに中心的事業について新鮮な農作物、地場産品加工施設による特産品、「睦沢ブランド」産品という抽象的な一般的な方向を示しているだけでありまして、具体的な商品開発や販売の見通しが示されておりません。これは民間に任すんだから民間がやるでしょうというふうには私はならないと思うんです。編成する、進める今の段階で、はっきりとした具体的な展望を示すべきではないでしょうか。私は、具体的な農産物及び加工品の開発、そして拡充、販売戦略をはっきりさせてから臨むべきだと考えますが、考えを伺いたいと思います。

次に、交流人口拡大の見通しであります。先程も言いましたけれども、道の駅の利用者15万人を25万人にする、大変なことでもあります。これは、県内の道の駅全体の参加率をもとに目標設定、入り込み数を想定をしたとされております。

温浴施設は道の駅での施設、県内では例がないと述べております。施設利用に該当するとして、その参加率をレストランと同様、同率と仮定をしたということでもあります。つまり目標はあるんですが、具体的にこうした交流人口が見込めるという、住民が納得出来るものが私はどうしても見えない。利用者を決定するのは何か、例えば道の駅前の道路の通過人数だとか、他と明確に差別化された魅力ある農産物産品とか、魅力あるその周辺の観光資源、観光施設があるとか、こういう明らかに他からもそこに行きたいと思うようなものがなければならぬと私は思うのであります。

例えば、これと直接的にはつながりませんが、歴史民俗資料館などは、JRの各駅のポスターに房総へ行くにはというんで、こういう魅力ある施設がありますよというのがあったわけではありますが、つまり地域の自然環境、それから歴史、文化を利用した、こうしたしっかりとした施設なり、こうしたものをきちっとこの中で把握をされているのかどうかという点も不明確であります。

次に、温浴施設であります。5万8,000人の利用を想定しております。町の調査によりますと、県内で温浴施設を附帯する道の駅はないと、これだけ数あるんですよ。三芳村で足湯のみの施設があるだけだと、こういうふうにしております。具体的な例としては、なんと皆さん、秋田県、あんな遠いところで3箇所が年間利用者数を把握しているという形で、例として述べられているわけであります。

関東圏で温浴施設のある道の駅は13箇所、東京、神奈川を除く5件というふうにしてはいますが、入り込み客数に関する公表資料は把握出来ませんでしたと、つまりこの交流人口を保証する一つの温浴施設について、13箇所についてはわからないと、秋田県の例を出して、だから可能性はあるというように私は読めたわけではありますが、実際にばく大なお金を投じて調査を依頼したわけではありますが、その結果が13箇所あるんだけど、わからないと、こういう曖昧な調査で、ではこれがきちっと成功するかどうかというふうに言えるのかと、私は明らかにこのところを見ると、道の駅が温浴施設をやっていないと、つまり道の駅としてどういうふう to 充実するかというその中で、温浴施設というのは十分に集客力があるというふう to 理解されていない、その可能性についていろんなところが否定的であったということの証拠ではないかと思うわけではありますが、この点については非常に私は疑問であります。

それと、福祉施設としてどうか。ここで、例えばそんなに数来なくたって福祉施設として成り立つからいいじゃないかという点から考えて、例えば車であそこまで来る、それで500円から800円払う、一定の体力と生活力のある方に限られるわけでありまして。

それと、同等の施設が、ご存じのように茂原のごみ焼却場の余熱を利用した施設があるわけでありまして。どう見ても、あそこが満杯になってもう利用出来ないような状況になっているとは思えません。ここにはフィットネス施設やプールも併設されているわけでありましてから、より多面的な利用可能な施設ということでありまして。ある意味では、こうした境遇を乗り越えられるのかという問題もクリアされているとは思わないわけでありまして。

十分な集客力、福祉健康増進施設としての活用、見通しが見えない中で設置するのには余りにも冒険ではないかと思うわけでありまして、財政、地域資源、活用見通しを含めて、私は、現在のままでいいのかという点について、お聞きをしたいと思っております。

次に、国民健康保険会計について伺います。

2018年から、国保会計は、都道府県が保険者となるわけでありまして。ところが、保険証の発行、保険料の決定、賦課徴収、医療の給付、保健事業は引き続き市町村が行うこととなっております。また、今年度の予算を見ますと、国保税の大幅引き上げを見込んでおります。私は断固反対であります。住民の暮らしを守る立場から、住民自治の立場から、国に要求することも含めて、一般会計繰り入れを含めて暮らしを圧迫する国保税は引き下げるべきだと考えますが、まず国保の都道府県単位化について、どのような施策を今考えているのかお聞きしたいわけでありまして。

というのは、この事業というのは、私、調べれば調べるほど非常に市町村にとっていいのかと、つまり都道府県、千葉県がこの事業に必要な費用というのを分賦金として各市町村に割り当てるわけですよ、こういうふうにして。その割り当てたお金は、町の責任で保険料はお前のところで決定していいと、それから徴収やりなさい、それからもう集まらなきゃ町の財政も含めて、とにかくその分賦金はあげなさいというわけでありまして。つまり、指導監督的な部分は県が持って、実際に対住民との関係で苦勞するのは市町村、それでこの定められた金額は絶対集めなさいと、こういうふう結局のところますます市町村は困る、そしてその負担は住民に負わせざるを得ないというような仕組みに追い込んでいくような内容だと私は考えるわけでありまして。医療福祉の充実につながらないと思っておりますが、対応、どのように検討されているか伺います。

ただ、今大事なのは、地方自治体自身が国に対して声を上げているという事実であります。

国の財政支援の強化を求める動きが強まり、全国知事会が、高過ぎる国保税になる、この国保の構造問題があるということで、至極真つ当な指摘をし、抜本的な公費投入により2018年度をめどに3,400億円の公費投入、2015年が1,700億円の公費投入となり、自治体の動きが国を動かしていることであります。確か次の予算の中でもこの部分は町にも1,000万位かな、入っているとは思いますが、ただこれでは国保会計の抜本的改善にはつながらないわけでありまして。

これまで私は何度も議論をしてきましたけれども、1984年の国保改定以前の定率負担、そして調整交付金を合わせた国庫負担である総医療費の6割以上、こういうふうに戻すべきではないかと思っているわけでありまして。これは町の問題じゃありませんよ。ただ、そういうふうにするべきだ。今もう全国の知事会が、この矛盾の中で1兆円の国庫負担をやって欲しいと声を上げているわけでありまして。実現すれば、国保税は1人当たり3万円の軽減となるわけでありまして。こうした大胆な政策転換を今全国の知事会が求めているわけでありまして。

私は、こうした全国的な流れとともに、町としては、こうした国保税については、国も認めております自治体個々の財源の問題からいって、県内自治体半数が一般会計繰り入れをしているわけでありまして。住民の負担の軽減をするべきだ、こうした措置を取り入れて国保税の引き下げに転ずるべきだというふうに思うわけでありまして、お伺いしたいと思います。

また、実態を明らかにする上で、よく国保税の実例として使われます40歳代で夫婦の所得が250万、16歳以下の子供2人の4人家族とした場合の国保税額と、それと比較の意味での所得税額について、他町でも結構でございますので、ご答弁をいただきたいと思っております。

次に、社会保障、人口減少を抑えるという基本姿勢の立場から、子供の均等割負担の軽減、これによる効果を図ってはどうかという問題であります。

社会保障推進千葉県協議会2015年版、睦沢町の国保24年版、これを見てもみますと、被保険者数に応じて定数を賦課する医療費分、つまりその家庭の国保税を決定する一つの要素である定額、つまり一定の金額で、頭割りでするわけですね。その部分、これで見ますと、均等割額、これは長柄町が2万6,000円、次いで睦沢町と長南町が2万4,000円、長生郡で2番目の高額となっております。一宮町は2万1,000円、長生村1万8,000円、白子町2万円、茂原市2万1,000円であります。

問題は、対郡市で高いというところにあるのではなくて、結局この方式からいいますと、子供さんを産んで家族が増えれば増えるほど国保税は上がっていくということになるわけですね。つまり、子供さんが増えてもらって子育てのしやすい町にしようといった場合に、

これと矛盾するような仕組みがされているというわけでありませう。

国会の厚生労働大臣の答弁をちょっと見てみましたが、子どもの均等割については、地方自治体から軽減措置の導入が要求されていると言つて、検討しようという一定の検討の約束も出ているわけでありませう。町長の基本姿勢という点からいつても、私は子供の多い世帯への均等割額の軽減を図つて、より子供さんを育てやすい、産みやすい環境の町にすべきではないかと思うわけでありませうが、考えを伺いたいと思ひませう。

次に、国保税の仕組みからいつて、所得がなかったことなど申告しなくてもいいだろうという方の場合に、誤解をされていて申告をしないがために逆に国保税が軽減されないという方々が結構いるということをお聞きいたしました。自治体によっては、ホームページなどでも、特別きちつと申告をしないと国保税については現状と違う高額な税収を要求されますよというようなことを書いているところもありませう。こうした方はどの位いらっしゃるのか、また国保など他の負担軽減にとって大事だということをごどのように周知をされているのか、お聞きをしたいと思います。

次に、前回公園の遊具の撤去ということで質問したわけでありませうが、その後も様々なご要望を私に寄せられました。例えばその中の一つ、上市場のむつみニュータウンにある公園の撤去、あそこはブランコもあつたそうでありませうが、ただの野っ原になっているわけですよ。それで、こうした遊具設置の要望が改めて寄せられたわけでありませう。この陸沢町の子ども・子育て支援事業計画、これの20ページ、自由意見の記述でも、公園の遊具の整備や雨でも遊べる施設の整備といった遊び場の充実に関する意見が多数見られますというふうに、町のほうも認めていらっしゃるわけでありませう。

その点で、このニーズ調査、今は自由意見ですが、ニーズ調査をちょっと見てみたんですが、子育てしやすいまちづくりのために重要なことは何ですかと聞いたら、1番が、小児医療体制の充実、確かにそうですね、小児科が少ないわけですよ。それから、乳幼児の遊び場、公園や児童館などの整備が46.2%、非常に強い要望になっている。この中の分析でも、前回調査の19.6%から大幅に伸びているということで、この点も認めているわけでありませう。町として、児童遊園または従来の子童公園から街区公園に名称の変更になった公園の設置箇所数、遊具設置状況はどうなつているのか、お聞きをしたいと思います。

また、ニュータウンの撤去されたブランコなどの遊具は、子育て支援の意味からも復活すべきではないかと思うわけでありませう。議長にお願いなんですが、数字でずつと言つてもらふと数が多いので、資料的に出していただければと思ひませう。

それと、通学路への防犯灯設置などの安全対策について伺いたいと思うんです。4月の新学期を前にして、保護者の皆さんから様々な不安の声、心配のもとが寄せられております。その中で幾つか、やっぱり通学路問題は結構あるわけでありまして。上市場のほうは大分改善される方向ではあると思うんですが、それ以外の通学路でも色々ありました。例えば、県の管理をする河川の草刈り等については、県のほうにも私は要望いたしました。

その他に、上市場商店街に向かって学校からちょっと行きますと、ちょうど447号線、信号のある変形十字路のちょっと手前ですが、あそこのほうを曲がって生徒・児童が利用しているという声が寄せられたわけでありました。私が、防犯灯がないというんで見てみました。よくそこを利用する方と見ましたが、防犯灯がないだけではなくて、昼間でも木々が生い茂り、不安の声が出るのも当然だと思ったわけでありまして。防犯灯の設置と安全対策を施すべきではないかと思うわけでありまして、この点についてもお聞きをしたいと思っております。

以上、1回目終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、スマートウェルネス拠点整備事業に関して、1点目の今後の町財政負担が住民福祉を圧迫することにならないかについてでございますが、平成27年10月に睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、スマートウェルネス拠点整備事業は重点プロジェクトに位置付けております。

これに伴いまして、財政計画の見直しをいたしました。その中では、投資的経費との均衡を見つつ、社会情勢を考慮し、社会保障に影響がないように計画をしており、平成28年度当初予算も同様に編成をしたところでございます。よって、現状では住民福祉を圧迫することはないと考えております。

しかしながら、長生郡市広域市町村圏組合負担金のうち、施設建設に係る分につきましては、現在の試算においては見込んでおりません。平成28年度に長生郡市広域市町村圏組合において、財政計画を作成する予定であるとのことですので、その計画が示された後、本町の財政計画にも反映させたいと考えております。

なお、施設の運営に対する国からの助成につきましては、現在のところ該当するものはございません。今後も、さらに睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現、健全財政の堅持のため、景気の動向や国・県の財政情報等を注視して、福祉事業には極力影響のないよう配慮して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次、2点目の需要変動が生じた場合の町財政のリスクについてでございますが、PFI事業の事業実施においては、官民のリスク分担を明確にすることが重要となります。リスク分担の基本的な考えとして、事業の進行を妨げる様々な不確定要因、リスクに対しまして、その負担者をあらかじめ契約書に明確に定めておく必要がございます。従来方式により、指定管理を委託する場合は、通常のリスクは、基本的には公共側、町ですね、が負担することが原則であり、不確実性の高いリスクについては、発生時に町と指定管理者の間で協議するといった形態が一般的でございますけれども、PFI事業の特徴といたしましては、通常であれば町が負担しなければならないリスクのほとんどが民間事業者が分担するというところでございます。

また、物価変動リスクについては、通常一定の水準までは事業者がリスクを負いますが、水準を超えた物価の変動があった場合のリスクについては、町が負担することになる場合もあるということでございます。

建設期間中の物価変動リスクについては、単価スライドやインフレスライドといったものがございます。単価スライドとは、特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じた場合に行うもので、インフレスライドとは、予期することの出来ない特別な事情により急激なインフレーションまたはデフレーションが生じた場合に行うものでございます。これらは一般の公共工事においても行われているものでございますので、PFI事業に限って物価変動リスクを全て民間に持たせるということは出来ないということになります。

通常の公共工事では、工事代金の1000分の15を超える額について公共側が負担しております。PFI事業の場合は、民間からの提案を受け、協議、交渉しながら官民双方のリスク分担を契約書に記載することになります。なお、PFI事業では、建設期間中の物価変動リスクよりも、維持管理、運営期間中の需要変動リスクを重要視しております。

これは、料金を徴収するタイプでは需要に応じて収益が大きく変動する場合、民間事業者が必要を抑制する能力がなければなりません、仮に需要を抑制する能力がない事業者であれば、契約を解除されるという民間側のリスクが生じますので、そのリスク管理が出来る事業者を選定することになるわけでございます。そのために、専門知識を有するアドバイザーを入れて各段階で十分なチェックを行うとともに、契約までに選定された事業者との交渉や調整を行っていくわけでございます。

したがって、実施計画には需要変動リスクについて記載をしておりますが、実際には

需要変動リスクに耐えられる民間事業者を選定することが重要であるということでございます。先程述べましたように、通常の公共工事や指定管理であった場合の町が負担すべきリスクのほとんどについて、PFI事業では民間事業者が分担しますので、決して町のリスクが増大するというものではございません。

3点目の建設、運営は一般競争入札を基本とすべきではないかについて、通常公共事業は入札により行われるものでございますが、一般競争入札は地方自治法第234条の規定により、契約に関する広告をし、一定の資格を有する不特定多数の者を入札によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式でございます。

一方、PFIにつきましては、公共施設の設計、建設、維持管理運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというもので、PFI法に従い執行されるものでございます。

PFI法第7条には、公共施設等の管理者は、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとされており、広く民間業者から提案を募集し、より公正な基準で評価を行うものでございます。

評価に当たっては、リスク分担、提供される公共サービスの水準、公共性、安全性などの評価基準に基づき、総合的に最も財政資金を効率的に使用出来る業者を選定いたします。公募に参加する民間事業者にとっては、一般競争入札に比べ、より高いハードルとなっております。

これらの評価に当たっては、町職員だけではなく、先程申し上げておりますアドバイザーの支援のもと実施するという、二重、三重の備えを持って対応することになります。

また、一般競争入札では、設計、建設、運営管理、それぞれ分けて入札することになりますが、PFIでは、設計、建設、運営管理を一括して入札することになりますので、実際の運営管理を加味した設計、建設となり、運営がしやすい質の高い施設となるとともに、経費的にも公共側の財政支出が少なくなります。

4点目の町農業の発展につながる保証があるのかについてですが、持続可能な農業を推進するための施設整備であり、かつ運営を行うものでございます。平成31年度中のオープンに向けて、ソフト事業を中心に準備を進めて参ります。

町では、農業従事者の高齢化や後継者不足が進行し、耕作放棄地の増加に伴い、豊かな自然環境、里山にも影響が及んでおります。このことから、農業を継続させ、かつ発展させるためにも生産の維持・拡充、新たな生産品目の発掘などの対策をとることが必要であると考

えております。

町には、高齢農家や小規模農家も多くおりますので、道の駅という場を提供することでモチベーションを高めていただき、所得の増加はもちろんのこと、農業の継続や環境の保全にも効果を期待するものであります。その一方で、大規模農家や営農組織への支援も行うことで、総合的に農業の発展につなげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、既に本年度から農業と道の駅による持続可能な生産・販売体制づくり事業として生産者との協議を行いながら各種プロジェクトを推進しており、回を重ねるごとに参加者も増えている状況でございます。また、一部の参加者からは、講演会や加工実施を引き続き行ってほしいという声も聞いておりますので、今後も多くの町民の方の参加をいただき、プロジェクトを成功に導きたいと考えております。

5点目の交流人口の拡大の見通しについてでございますが、やはりソフト事業を中心に事業展開をするものでございます。

まずは、付加価値をつけたローカルファーストを発信したいと考えております。健康をテーマとした地場産品の販売や飲食の提供、各種イベントの開催、都心へのPRを行っていただき、町内外の人々が集まり、にぎわいのある空間を創出したいと考えております。

実施計画記載の来訪者年間25万人につきましては、もし想定以下の入り込みになった場合、収入と支出のバランスが保てずに事業運営が成り立たなくなることが想定されることから、民間事業者は独自の事業を展開し集客数の増加を図ることになりますので、目標値以上の来訪者があるものと期待しております。

また、PFI事業では、設計、建設、運営を一体的に民間事業者が行う方式であることから、従来方式に比較いたしまして民間の創意工夫がしやすい事業方式ですので、交流人口の拡大は本事業の目的の一つであり、それを公募の条件と示すことにより、民間事業者が交流人口の拡大施策提案を競うことになり、それが結果として交流人口の拡大につながるということになります。

さらには、道の駅は、地域の課題や観光、物産など地域の資源が集まっており、観光振興や地域づくりを学ぶ場として絶好のフィールドともいえますので、小中学校の体験学習はもちろんのこと、またインターンシップなどの社会研修教育の場としても提供したいと考えております。道の駅を訪れる人のみならず、教育や研修の場として連携や提供が出来ることで多種多様な交流が生まれますので、交流人口の拡大の見通しは明るいものと確信しております。

す。

6点目の温浴施設による住民の健康と福祉効果の見通しについてでございますが、温浴施設については、健康支援施設とともに健康ロハスなライフスタイル、むつぎわスタイルの発信拠点としたいと考えております。健康に興味のない方、健康無関心層もここに来ればいつの間にか健康なライフスタイルになる仕掛けを展開するとともに、買い物や温泉、健康をテーマにした飲食など、この場所を訪れる中で気軽に体を動かし、体によい食事をとる習慣のきっかけを提供するものでございます。また、健康福祉課で検討している健康ポイント制度など温浴施設を含め道の駅で使えるサービスを考案し、提供していきたいと考えております。

ご質問の住民の健康と福祉の効果については、十分期待出来るものと思っております。

次に、国保税負担について、1点目の2018年から県が保険者となったときの対応と保険税の負担軽減についてですが、国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担うこととなり、市町村は資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

この新制度では、保険給付については都道府県が全額支給し、その財源として市町村が保険料と国県負担金を合わせた国民健康保険事業費納付金を都道府県に納めます。保険料については、都道府県が各市町村の標準保険料率を示す、その保険料率を参考に各市町村で決定することとなります。

厚生労働省では、この国保事業費納付金と標準保険料率の算定方法に関するガイドラインをまとめ、10月には納付金算定システムの簡易版を配布する予定となっておりますので、今後、都道府県と市町村で具体的な検討に入ります。

また、国保税の負担軽減については、今年度から低所得者向けの保険料軽減措置や保険者支援制度の拡充のため約1,700億円の国庫負担の追加投入を行うとともに、低所得者の軽減対象者拡大を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の人口減少を抑えることを基本姿勢にしているが、子どもの均等割負担軽減でその効果を図ってはどうかについてでございますが、現行制度において低所得者に対し均等割及び平等割の軽減措置が図られております。

軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得がこの2年間引き上げられて来た関係で、本町においては国保加入世帯の半数以上の世帯で国保税の軽減を受けている状況でございます。また、子ども医療費の助成では、国保、社保関係なく自己負担を助成していますので、国保

加入者の子どもの均等割負担軽減については、公平性の観点から現在のところ考えておりません。

3点目の所得未申告の方への国保税はどうかについてでございますが、申告をされない場合については、所得の把握が出来ないので、軽減を判定する上で不利益を生ずる場合があることから、未申告者の方に申告の勧奨通知を行って、国保の軽減を受けられるように申告をしてください、年金しかなければいけないということで教えていただきたいということで、この勧奨通知を行って努力をしているところでございます。また、今後も未申告者解消に努めて参りたいと考えております。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

先程の標準世帯等については、後ほど担当課長からお知らせをしたいと思います。

次に、子育て支援の質問に関して、1点目の公園の遊具整備のその後についてですが、公園遊具につきましては、12月議会定例会の折にもお答えいたしましたとおり、平成19年度に各区に設置しております青年館の払い下げ等に伴う遊具の一斉点検によりまして、老朽化が確認され、危険だと診断されたものにつきましては、区長会で説明し、検討を重ねた後、撤去させていただきました。なお、点検時に安全が確認された遊具につきましては、町において定期点検を実施しております。

また、新たな遊具の設置につきましては、補助事業、一般コミュニティ事業を有効的に活用していただき、各区において設置管理お願いしております。今後とも、子育て支援にご協力をいただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続いて、教育委員会関係については、教育長からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 市原時夫議員の子育て支援に関するご質問のうち、2点目の通学路の防犯灯設置など安全対策の整備について、お答えいたします。

通学路は、毎年学校が、年度初めにその年の状況に即し、交通や防犯面等に配慮し、より安全なルートを選定し決定しております。この通学路の安全につきましては、学校、教育委員会による安全教育の実施や安全マップの配布に、さらには警察、道路管理者、保護者、PTA、地域の防犯ボランティアの協力により、日々安全推進活動を行っているところであります。また、これらの団体等で構成される睦沢町通学路安全推進会議において、通学路の合同点検を実施し、危険箇所の把握やその対応について協議し、睦沢町通学路交通安全プログラムを策定しているところでございます。

この内容を踏まえて、歩道の整備等の道路環境の改善に向けては、警察や道路管理者等への要望を行うとともに、町独自で対応出来るものは早急な改善に努めております。なお、この点検結果等につきましては、ホームページに公開しております。

また、防犯灯の設置につきましては、各区から町に寄せられる要望をもとに、担当課にて順次進めておるところでございます。引き続き通学路安全推進会議の内容や通学路の状況を地域の皆さんにもお知らせするとともに、安心安全の向上に向けて整備を進めてまいりたいと存じます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 私のほうからちょっと申し上げます。与えられた時間が近づいて参りましたので、質問者、答弁者は簡潔にお願いいたします。

税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、お答えいたします。

先程の夫婦、子供2人の標準世帯の国保税は幾らか、また所得税は幾らかということにつきまして、国保税につきましては、所得250万ということで、医療分と後期高齢の支援金分、介護分ということで、この三つの算定から所得割、均等割、平等割、この3方式により算定しまして41万2,300円となります。所得税につきましては、250万の所得に対しまして、こちらにつきましては生命保険とか社会保険料、地震保険料のほうは加味していませんで、人的と基礎控除を控除させていただいて8万8,800円という所得税額になります。

所得未申告の人はどの位かということですが、当初未申告者26名おりまして、その後申告の勧奨通知を2回ほど出させていただきました。なおかつ、また広報「むつぎわ」にも載せて周知を図りました。その中で26人から12人、約半分の方が申告を出されまして、そのうち7名の方が国保税の軽減を受けられております。

以上です。

○議長（市原重光君） 先程、市原時夫議員のほうからの遊具の設置場所の資料の提供、後ほど提出をするということですので、ご了解してください。

では、2回目どうぞ。市原議員。

○12番（市原時夫君） 本当にいつも答弁ご丁寧でありますけれども、長過ぎて私が予定したところが出来なくなっちゃうんで、なるべく簡潔にと思ったんですけれども、まあ、いいでしょう。

このスマートウェルネス計画について、私、何言いたいかというと、こういう事業については、一つは民間任せではなくて、町として将来の運営、負担も含めてはっきりとした責任

を持った見通しを示すべきだということなんです。けど、今の感覚ですと、建物はとにかく優先してやっちゃいますと、中身は後から民間業者の人がそのノウハウを生かしてやってくれますでしょうと、それじゃいけないと私は思うんですよ。だから、具体的にこれが、はっきり言うと、例えば睦沢町の農業者がどういうものを作って、それがどの程度売れるということを中心にして、その経営が成り立つという具体的な根拠が今全く示されていないんですよ。一般的にブランド品だうんぬんという形ですね、そういうことがなくて本当に大丈夫なのか、ばく大なところに財源を投入するわけであります。そここのところがなくて建物作りしました、さあいざやってみました、わかりませんということでは私はとっても納得いかないというふうに思います。

それから、温浴施設の問題ですけれども、これやっぱりね、この調査も非常に私おかしいと思うんですよ。だって関東で13箇所あると、けれども、内容はわかりませんと、だってばく大な調査費出しているんだから、じゃ行って調べりゃいいじゃないですか。というようなこともここではちょっとなくて、遠い秋田だけ、向こうのほうでやっているのは睦沢町が予定しているよりも人数が多いからということですから、本当にこれはここに来る方が目標どおりいくのかということについて、これは非常に私は疑問が残る。しかも県内にはこの睦沢町よりたくさん人が来ているところがあるんですよ、そういうところだって作っていないんだから、こういうの。なぜ作らないか、それでもうかるんだったらやるはずなんですよ。そういう不安が残りますよということを行っているわけですよ。だから、その中心的な具体的な展望は何ら示されないで、箱物だけ作っていいのかなと思うんです。

ただ、先程町長言ったように、町が主催した売れる加工品という専門家のお話、これは非常に役に立ちました。例えば、品物についてはネーミングだとか容器だとかミニキッチンを利用した試食販売、それから気候、天候を含めてちゃんと生産者が把握しなさいとか、それから同じ製品でも色々味をちょこっと違って多品種出すとか、そういうものがあったわけですよ。

私はそこで聞いたわけ。睦沢町の気候、土壌に合った売れる商品は何かと。そりゃ困ったね、向こうの人。それでここの特産何ですかって。梅ですか、じゃ梅っていう。専門家だってそこは悩んでいるところなんですよ。ただ言うには、例えば梅が爆発的にヒットしたと、例えばですよ、じゃ、その供給はどうなるんですかと、そういう問題も含めてやらなきゃいけないという話なんですよ。

だから、本来はこういう施設を作るという決定をする前に、こうした見通しという問題を

具体的に明らかにしなきゃいけない。それから、町の農業収入にとってもこういうプラスになるという具体的なものが、今はっきりいってないんだから、ないんでしょう、答えてないんだから。だからこれからどうするかというのを含めて、そこはやる必要があると。

それから、ちょっとこの人数、どうやったって苦しいでしょう、15万から25万。だから私は一定の縮小も必要じゃないかなと、住民の声も聞いて検討する必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そこはもう一度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、国民健康保険税です。今言ったように、過半数は軽減しているとか、軽減しているとかしていないとかという問題じゃないですよ。だって所得、これ位のところでばく大な国保税払っているわけでしょう。所得税8万ちょっとで国保税となるともう41万ですよ。

私なぜこれを言うかということ、国民健康保険を、これ戦前からあったんですね、国民健康保険、ただ徴兵するときに余りに健康状況が悪いというんで、健康な兵士をきちっとやんなきゃいけないというような意図で作ったわけですよ。それで皆保険にした。戦後は、そういうことではなくて、国民が医療を受ける権利として積極的に認める。だから最初からそういう決められた国保税を払い切れないという人がいるということは想定しているんですよ。つまり、余りにも負担をかけられない人も含めて医療としては保障しなきゃいけないというのが国民健康保険、それから憲法25条の精神なんですね。

その立場から、これは余りに高いじゃないですかと、その上さらに上げるんですかと、私は下げるべきだと、そういう立場で財源状況も示しているわけですよ。町の財政、今年度のやつ見てもわかるように、基金増やしているわけですから、そういう点で一般会計も含めて下げるべきではないかなというふうに思うんです。

それから、遊具の問題について、これは先程示した子ども・子育て支援事業で何と言っているかということ、児童遊園を適切に維持管理します、また子育て家庭のニーズに対応した児童遊園の整備と安全管理に努めますとはっきり述べて、町としてやりますというふうに言っているんですね。

それで、平成4年の厚生省児童家庭局長通知、こういう児童遊園を地域の実情に応じてやって欲しいというように出ています。ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの設備、広場、ベンチ、便所、飲料水設備、ごみ入れ等、照明うんぬんと書いてあります、まあ努力目標ですけども。こういうふうになっておりますし、町長自身もこの計画についてはこういうふうに言っているんですね。あらゆる方策を駆使して支援していきたいというふうに言っているわけですから、私の要望というのは決して勝手な要望ではなくて、町長自身が認め

たこの支援事業計画、それから若いお母さん方も含めた住民のアンケート結果を見ても要望だというふうに思うわけです。だから、今行くところないって、変な言い方ですけども、尼ヶ台へ行ったり総合運動公園のあるちょっと小さなところで遊んだりしているわけでありますから、この点はやっぱり遊具も含めた充実が必要ではないですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） スマートウェルネスタウンについてということで、要はなるべく規模を縮小したほうがいいんじゃないかというお話でございます。また、そこら辺については町も十分に必要最小限度の施設ということで、当初議会の皆様にもお示しいたしましたものを削れるものを削ってということで、必要最低限のと、せっかくやるのにお客さんが魅力のないものを作ってもお金をかけるだけになってしまうということも危惧をした中での現状のところでございます。

また、色々ご心配されている内容については、これから民間の公募をするわけですが、その要件の中に入れていく。しかしながら、この要件についても余り縛り過ぎますと民間の自由な発想を縛り過ぎるという点もありますので、そこら辺には十分留意をしながら進めて参りたいというふうに考えております。

また、農業のこれからどういうふうに行っていくかということでございますが、これについては既存の道の駅、前の社長でございますが、今現在でも要は出荷する荷が少しずつ減少傾向、あるいは高齢化になっている、そういった中で荷をもっともっと増やすにはどうしたらいいんだということの宿題をいただいております。そのために、先程お褒めの言葉もいただきましたが、農業の研修というようなことから新しい道を模索していきたいということでございます。

また、温浴施設については、担当主幹のほうからお答えしたいと思います。

それから、医療費、国民健康保険でございますが、そもそも健康保険については保険制度ということで、国、県、市町村も含めてでございますが、全体として医療を保険制度で賄っていこうということで、最終的には医療費が幾らかかって来るのか、これによって当然納税者の負担すべきところも出て来るわけですが、議員がおっしゃるように、低所得者については先程申し上げましたとおり、睦沢町の国保加入者の半数以上がこの軽減の対象者になっておると、7割、5割、2割かな、ということで軽減をさせてもらっておりますが、27年度から国の補助金等、交付金ですが、も投入された中で、大分軽減の恩恵を受ける方たちも増えているという状況でございます。

また、今までについても、議員ご承知のとおり、基金を使いながら30年度から県のほうで事業主体となるというようなどころが見えておりましたので、そこに合わせましてなるべく町民の国保税負担が上がらないような措置をとって来て、基金をそれに投入して来たというところから、平成28年度基金を4,000万強ほど投入する予定でございますが、そうするとほとんど基金については枯渇する状況でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思います。

温浴施設の必要性ということでございますけれども、実施計画の中でデータが不足しているというご指摘でございます。こちらにつきましては、ちば道の駅観光推進事業調査報告書というのがございます。今後、県内の道の駅において充実して欲しいものということで調べております。

その中で、1番目としては、地域の食材を使用した郷土料理、名物料理が54.4%ということで一番多くなっております。次いで、道の駅オリジナルの土産品、地域の特産品やその加工品を販売する店舗となっております、その次が、無料の休憩スペース、そして入浴施設ということになっております。この入浴施設13.3%ということでございますので、町外からの道の駅利用者にとっては設けて欲しい施設といえるのではないかとということでございます。

また、先進予防型のまちづくりの中核拠点ということで、健康支援型の道の駅、こちらをテーマとして健康に必要な4要素、「食・憩・運動・参加」のメニューを提供するものとしたしまして、温浴施設の利用目的、性格をウォーキングや健康運動プログラムとの併用、そして健康をテーマにしたレストランでの食事など、テーマとしての健康を前面に出しながら、付加価値をつけることで商圈を広げるということで、利用の促進を図るとともに、道の駅としては千葉県で初めての温浴施設でもございますので、これを施設の目玉とすることで他の道の駅との差別化を図って、睦沢の道の駅に行けば「食・憩・運動・参加」といった健康に必要な4要素がそろっているということのを売りに、温浴施設だけでなく直売所やレストラン、こちらの利用もしていただくように持っていきたいというようなことを考えております。

さらには、地産地消の天然ガスを活用したコージェネレーションシステムを導入するということも申しておりますけれども、自立した温熱や電力の供給が出来ることから、避難場所としての災害時の入浴も可能になりますので、施設設置の意義はあるものと考えているものでございます。

なお、温浴施設につきましては、道の駅の集客のための魅力アップにつなげるとともに、健康意識の向上に必要と考えておるものでございます。併せて地産地消の温泉成分も含んでおります資源の利用、こちらを町に還元されることなく廃棄されてしまうのではなくて、これを有効に活用しながらいきたい。さらには天然ガスを活用したコージェネレーションによる電力と温熱の供給が出来るわけでございますので、その温熱を有効活用出来なくなってしまうということで、同じく温熱を廃棄する形となってしまうことから、これらを有効に活用し地産地消を目玉に利用者を獲得していきたいという考えでございます。

直売所の見通しでございますけれども、こちらについては、現在、先程町長も申しましたけれども、農業と道の駅による持続可能な生産・販売体制プロジェクトというものを実施しております。こちらのほうは現在の道の駅、今まで事業を実施して来ていただいた道の駅の過去のエビデンスをもとに、色々とその実績に基づいた指導をしていくということになっておりますので、今の売り上げをさらに伸ばすような形に持っていく方向で動いているので、その見通しは十分ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原議員、どうぞ。

○12番（市原時夫君） スマートウェルネスについては、具体的な販売の見通し、安定した流れということについては何らご答弁がないということですよ、一つは。

それから、温浴施設については、初めてやるというふうに関き直っちゃったけれども、でも実際にやっているところないんだから、そういう意味では、非常に危ないというふうに思うわけです。

それから、児童公園の遊具の問題については、町長こうやってやるって言っているんだからやるって言って欲しいんだ、本当に。住民の要求からいっても、計画からいってもそうなんだから、これはやりますと言うべきでありますということです。

○議長（市原重光君） 答弁いいですか。

これで、12番、市原時夫君議員の一般質問を終わります。

ここで10時35分まで暫時休憩といたします。

（午前10時22分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、丸山克雄議員の一般質問の発言を許可します。

丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 議場の皆様、傍聴席の皆様、テレビの前の皆様、おはようございます。公明党の丸山克雄でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問の通告に沿って三つの事項について質問させていただきます。

初めに、ふるさと納税についてです。

総務省によりますと、昨年4月から9月までのふるさと納税の寄附額は453億円と前年同期の3.9倍となり、通年予想では1,000億を超えるのではと見込まれています。2,000円の自己負担とワンストップ特例制度が利便性を高め、返礼品を充実させる自治体の努力が実を結んでいるようでありますが、現在の制度は個人向けで企業向けではありませんでした。

このほど、総務省は、企業の参入を拡大させるため、地方再生法の改正を前提に、地方創生応援税制という企業版ふるさと納税制度を創設するようであります。企業が参入するとなりますと、納税規模は格段に増えるものと期待出来ます。ここで大事なことは、企業の寄附への思いです。通常、企業は特例寄附金を使います。それは寄附した全額が損金算入出来るからであります。そこをあえてふるさと納税に回そうとするのは、地域や社会に貢献したいと考えるからではないかと思えます。すなわち、物の返礼品よりもプロジェクトなどへの具体的な貢献であります。

この秋10月に、アクアラインマラソンが行われます。主催者の発表によりますと、関係4自治体に5万円以上のふるさと納税をしますと先着100名に出走権が与えられるとのことです。また、震災孤児の就学支援をするいわての学び希望基金、北海道東川町の事業に投資する株主制度など、寄附金の活用が見えるものには着実に寄附が集まっております。

さらに、ふるさと納税のポータルサイトを見ますと、ガバメントクラウドファンディングと呼ばれる手法が注目され、自治体のプロジェクトや地域の課題を助けております。例を挙げますと、広島県神石高原町の犬の殺処分ゼロ、佐賀県が進める難病の1型糖尿病支援、石川県輪島市のキリコ祭り、長野県白馬高校支援などであります。

本町においても、例えば睦沢中学校の50周年記念事業など、活用出来るものがあるのではないのでしょうか。プロジェクトへの熱い思いを伝える、そして寄附金をこのように活用していますという報告をすることで、リピーターづくりも進むのではないかと思えます。是非と

も新しい対応を考え、納税額を増やすよう要望します。

以上の考えをもとにお聞きします。

1、平成27年度現在の寄附の金額と人数、それぞれの合計数字はどうか。

2、平成26年度において、睦沢町民が他の自治体に寄附し控除を受けた金額と人数の合計はどうか。

3、平成28年度に地方再生法の改正を前提に、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税が創設されますが、その概要はどうか。

4、地方創生応援税制が企業側に利点が多いと思われれば、企業の参入が増えるものと推測されます。本町への寄附額を増加させるための返礼の対策はどう考えているかであります。次に、移住促進のための民泊についてです。

住宅の空き部屋や空き家に有料で旅行者などを泊める民泊が広がっています。世界的に民泊を紹介するエアビーアンドビーの日本法人によりますと、去年は52万人の外国人と9万人の国内利用者があり、経済効果は2,219億円との試算でした。民泊が既存の宿泊業とは違うのは、料金が安価な上に体験があるという点であります。

国内でも、昨年12月、福岡市が嵐やエグザイルコンサートの時期に民泊を行いました。これは厚生労働省の指針を受けての実施でした。埼玉県秩父地域では、生徒向けの修学旅行などで教育体験型の民泊を推進しています。香川県の豊島では、島ぐるみで人を呼び、交流事業は高齢者の多い島に活気をもたらしております。

さて、本町では、移住、定住を促進しており、スマートウェルネス拠点整備事業でも定住促進センターを設ける計画があります。本町に転入した人は、睦沢の自然の豊かさ、人情の温かさに触れ、来てよかった、ここは千葉の穴場だと思っている方が多いのではないのでしょうか。空き室にお客様を泊め、ホストファミリーが睦沢の今を語り、生きた情報を伝える、飾りのないおもてなしを出来るのが睦沢らしい民泊ではないかと考えます。

なお、民泊は体験型ツーリズムに有効であるということで、冊子の「人口ビジョン・総合戦略」の81ページの事柄は、別の機会に申し上げたいと思います。

移住、定住を促進するに当たり、是非とも民泊を視界に入れ準備していただくよう願います。この事項でお聞きします。

一つ、民泊の現状と今後についてどう見ているか。

二つ、将来人口減少の取り組みの一環として、民泊を移住や定住促進のツール、民間資源として活用することはどうかであります。

3番目に、外出移動支援についてお聞きします。

高齢者のアンケート要望で、例外なく上位に来るのは生活支援、とりわけ外出移動支援であります。本町では、主に福祉有償運送と福祉タクシー助成の事業を行っています。福祉タクシー券の利用が増えていますが、福祉有償運送事業はこれを補完出来る面があります。長距離の利用では福祉有償運送のほうが負担金が少なくて済む場合が多い、あるいは女性ドライバーがいれば利用したいという声も聞かれます。是非とも利便性を高め、福祉有償運送事業を充実させていただきたいと思えます。

さて、福祉タクシー助成事業ですが、現在の枚数を増やして欲しいとの声が大変多い。外出を増やしたいが負担額が増え家計を圧迫、家に閉じこもりがちになります。本町は、健康長寿のまちづくりを標榜しています。人は人に会って元気になるのであります。福祉タクシーに頼らざるを得ない高齢者や障害者の方々が皆と同じように健康で安心して暮らせる、そんな温かい施策がこの福祉タクシー助成事業なのであります。まさに睦沢町民がこの町にぬくもりを感じ安心して暮らせる、他の地域の人に希望が持てるよと自慢出来るような睦沢町政の核心の一つがこの事業ではないでしょうか。そして、この施策が、ひいては定住人口を安定させ、移住促進につながるものと確信します。

睦沢をぬくもりのある希望の持てる町へと進めることが、私、丸山克雄の議員としての信条であります。このことを踏まえてお聞きします。

一つ、福祉有償運送事業の前年度及び今年度現在の利用人数と利用回数はどうか。

二つ、福祉有償運送の利便性を高める対策は考えているか。

三つ、福祉タクシー助成事業では、タクシー券の交付枚数を区分して、登録者1人につき1年間で72枚と34枚（妊産婦）の枚数制限を設けています。タクシー券は、特に障害者にとって外出移動の命綱ともいえるもので、増数を望む声は切実であります。平成28年4月1日から施行される障害者差別解消法の理念を酌み、さらに区分を設け、合理的な配慮を提供する考えはどうか。

以上であります。これをもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税に関しまして、1点目の平成27年度の寄附金額と人数についてでございますが、平成28年2月23日現在の数で恐縮ですが、入金済み人数は4,797人で、金額は

7,221万6,500円のご寄附をいただき、感謝をしておるところでございます。寄附金につきましては、本町行政の運営に当たり有効に活用させていただきたいと考えております。

2点目の、睦沢町民が他の自治体に寄附し控除を受けた金額と人数の合計についてでございますが、平成26年度では、9人、5万2,700円でございます。また、平成27年度では、17人、18万1,700円が個人住民税の税額から控除されております。

3点目の地方創生応援税制、企業版ふるさと納税でございますけれども、この概要についてと4点目の地方創生応援税制において本町への寄附額を増加させるための返礼の対策に関しては関連がございますので、一括して答弁とさせていただきます。

これにつきましては、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずるもので、この計画における対象事業は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として地域再生計画に記載されており、なおかつ総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業であると伺っております。現状では、概要版しか示されていないため、詳細な内容は不明であります。情報が入り次第、本町で該当する事業があるかどうか、及び既に計画のある事業が該当するかも含め、検討していきたいと考えております。

また、寄附に対する返礼の対策とのご質問ですが、本事業の趣旨は、返礼品ではなく、法人住民税、税額控除の優遇措置となりますので、返礼の内容ということになりますと、先程申し上げましたように、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業という、この中身になるのかと思います、ということをご理解を賜りたいと思います。

次に、移住促進のための民泊に関して、1点目の民泊の現状と今後についてどう見ているかについてでございますけれども、過日、東京・大田区では、国家戦略特区事業、旅館業法の特例を活用いたしました、いわゆる民泊を行う宿泊施設として住宅などを認定いたしました。これによって、各宿泊者の安全確保や近隣住民への周知のルールなどを定めた民泊が全国に先駆けて始まったところでございます。ちなみに、これは7日以上がその対象になるというふうに伺っております。

この大田区の民泊については、旅館業法の規制を受けない特区を活用したものですが、国では、現在、旅館業法で認められていない民泊について、全国で統一した基準を作って許可制にする準備を進めております。国は、旅館業法の規制改革を検討しており、2段階で解禁する方針を示しており、民泊をカプセルホテルなどと同じ簡易宿所と位置付け、都道府県の

営業許可を得た民泊を合法とするとしており、第2段階として、家主が住む自宅の一部を貸し出すホームステイ型の民泊を旅館業法の適用から外し、営業許可がなくても手がけられるようにするとしていますが、違法な民泊への対応なども課題となっており、法改正も含め明確な指針が見えていない状況でございます。今後、情報収集を怠らず、町にとって有用な制度だった場合には、いち早く取り組みたいと思います。

なお、農山漁村で体験型の宿所を提供する場合には、既に農山漁村余暇法によって農林漁業体験民宿の営業、宿泊料を受け取る民宿業が認められております。こうした農林漁業者が経営する民宿を通称農家民宿と呼んでおり、今後この農家民宿についても検討したいと考えております。

2点目の将来人口の減少への取り組みとして、民泊を移住や定住促進のツールとして活用することについてでございますが、道の駅の整備にあわせ定住促進センターを設置し、移住に関する説明会の開催、町内見学ツアー、空き家等活用したお試し居住、居住した場合の要望把握などを行い、移住者の掘り起こしを行うことを検討しております。また、移住希望者が集まった際には、懇談会などの場を設置し、希望する暮らし方や必要な支援、さらには住民同士コミュニティの場を設けることで、町への移住促進を図るとともに、これからの移住・定住モデルとすることも視野に入れ、民泊についても併せて検討したいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、外出移動支援に関しまして、1点目の福祉有償運送事業の前年度及び今年度の利用人数と利用回数についてでございますが、前年度につきましては、登録者数25人のうち利用者が5名、利用回数は35回の実績となります。今年度につきましては、登録者数が23名で2名減っております。そのうち利用者が4名、利用回数は26回となっております。

2点目の福祉有償運送の利便性を高める対策についてでございますが、当該福祉有償運送については、通院や買い物など、あらかじめ決まった日のご利用に合わせてお使いいただくことはもとより、利用者の方々の気軽にすぐ使いたいというニーズに応えるため、以前までの利用日1週間前までの予約を現在2日前までに変更することで、よりご利用しやすい体制をとっており、社協だより、社会福祉協議会でございますが、こちらのお便りの中でも福祉有償運送の利用促進に向けお知らせをしておるところでございます。

当該許可通知書交付の際の記載内容等にもございますが、登録者の方々一人一人に対しまして、本件に対するご案内をさせていただいております。

また、福祉有償運送事業の運転手につきましては、現在、男性5名の方が登録しており

ますが、女性運転手についても今後検討していきたいと考えております。

3点目の福祉タクシー助成事業におけるタクシー券の交付枚数区分に関しまして、障害者差別解消法施行に伴う配慮についてですが、当該助成事業につきましては、平成26年1月1日の制度改正により、助成額上限を1回のご利用につき1,000円から2,000円、年間最大交付枚数を96枚から72枚、最大助成額を9万6,000円から14万4,000円に変更いたしましたところでございます。これにつきましては、先取りをして実施したというふうに捉えております。

また、チケット制の導入に伴う従来の償還払いの方法から現物給付に変更したことでの使いやすさもあり、障害をお持ちの方におかれましても多くの方にご利用をいただいているところでございます。

必要とする利用券の枚数については、通院や買い物など個々の利用頻度により違いが生ずると思いますが、福祉有償運送や路線バス利用促進事業助成などと併せてご利用していただくことで、障害者差別解消法にある合理的配慮、平等な機会を確保するためのサービス提供につながると考えております。

当該事業につきましては、ご利用料金の一部を助成する制度であることにご理解をいただきながら、有効的な利用により、社会活動の範囲を広め、社会福祉の向上につながればと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 丸山議員、いいですか。2回目なし。

これで、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 今 関 澄 男 君

○議長（市原重光君） 次に、8番、今関澄男議員の発言を許します。

今関議員。

○8番（今関澄男君） 私のほうから、2点ほど一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の財政健全化への取り組みでございます。

ご承知のとおり、財政の根幹をなす自主財源、特に町税でございますが、本年度、平成28年度の後ほど検討する予算等につきましても、ついに7億の壁を下回ってしまう、6億台の町税ということであります。平成25年度が7億3,200万、平成26年度が7億2,700万で、ピーク時の平成9年には9億2,000万先ありましたから、おおむね2億の町税が減ってしまった。こういう傾向につきましては年々これからも続くというふうに思われますが、町長のご挨拶

にありましたように、景気は回復基調にあるということでございますけれども、よほどのことがない限り、この傾向は今後も続くものと推測されます。

当然のことながら、国・県、いわゆる国・県の支出金、交付金、こういったもののいわゆる外部依存財源に頼らざるを得ない、これが実情でございます。現在の内容を見ますと、おおむね7対3、7割が依存財源、こういうことになるわけでございます。健全な財政構造、これはやはり収支の均衡を図りながら、町民の要望、要求、また経済変動に対応する柔軟な、いわゆる弾力性のある、そういう財政でなければならぬと思います。極力経費の節減に努め、また効率化を求め、最少の経費で最大の効果を発揮する、こういうことが求められているところでございます。

中でも、財政構造を見ますと、経常収支比率、これが平成26年度87%、ピーク時の平成9年が70%でありますので、実に17%もアップしてしまいました。いかに内部管理経費が高いかどうかかわれるわけでございます。財政の硬直化、残り十数%で投資的な費用を使っていると、こういうことでございますから、大変な財政の内容になっているというふうに捉えざるを得ないというふうに考えます。

このような中で、先程ございましたように、大型プロジェクト、スマートウェルネスタウン重点プロジェクトが行われるわけでございますが、このライフサイクルのコストにつきましては、平成28年から31年までが設計・建設期間ですね。いわゆる後の運営期間は平成31年度以降に発生するわけでございますが、この間に民間へ支払う対価、いわゆる民間への建設関係についての対価、それから起債償還額、こういったものを見ますと、その額がおおむね35億円、また収入見込み、これは住宅の家賃等でございますが、これがおおむね19億ほどでございます。差し引いても16億、17億に近いばく大な経費がかかると、こういうサイクルになるわけでございますが、昨年の12月議会で、この内容につきまして質問がございました。

いわゆる将来負担率は、これらの事業によることによって170%を超えるというような発言がありました。今の実質将来負担率が33.7%でございますから、大幅な将来負担額になる。いわゆる現在の33%というのは、起債元本を含めて、おおむね48億円が負債性金額でございます。これは職員の退職金も含めての話ですが48億円あります。それに対する引き当て相当額、積立金、そういったものがおおむね21億円程度でございますから、差し引き7億円程度が将来の負担増と、こういうことでございますけれども、将来170%のということになりますと、これにおおむね30億ほど、30億を超える額が加算される、将来にわたってこういう住民が負担しなきゃいけないというような状況になるわけでございます。

そういったことで、非常にこの財政につきましましては厳しい状況になっているわけですが、そのような中で、いわゆる町長につきましましては、町長が常に言われている、また財政方針、また運営方針の中で言われておりますように、選択と集中、こういうことでいわゆる事業の優先順位を見極めて、重点事業を施策に取り入れると、こういう形を言われているわけですが、その中でやはり行財政改革をきちっとしながら、これらの厳しい財政対策に取り組んでいかなきゃいけないというふうに私は思いますが、これに対する基本的な町長の所信をお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、次の学校再編に結びつくものでございますが、老朽化する公共施設の増築、補修、新改築、こういったものをどのように考えているのか、特に昭和40年代前半から後半にかけて、高度成長時代、箱物、これが各自治体において大いに盛んになった時代がありますけれども、本町においてもそのような内容でございます。いわゆる学校施設を含めて、公共施設等につきましても大分老朽化が進んで参っている、そういうことでございまして、いよいよいかに延命化を図ろうとも待たなしの状況になりつつあるわけでございます。やはりこういったものの年次別の計画を作成し、またそれに係る財政はどの位かかるのか、どういう調達をするのか、こういったことを早くから樹立をして取り組む必要がある。こういったものをしなせんと、さらに硬直した財政に陥ると、こういうことでございます。

現在、国等では、公共施設等の総合管理計画、これを作りなさいというような指針も出ていると思っておりますけれども、早急にこれにつきましましてはその対応方針を作る必要があるというふうに思います。いずれにしましても、徹底した経費節減、合理化への取り組みをやはり議会、町民、執行部、三者一致した方向でこれに対して取り組んでいくべきである、そういう時期にあるというふうには確信しておりますので、是非それに対する対応方法のご回答をお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、2点目の小学校の再編につきまましてご質問申し上げます。

本件につきましましては、平成25年から26年後半、年末にかけまして、睦沢町の学校等問題調査検討委員会を設置して色々と議論を重ねて参ったところでございます。私もその委員の一員でございましたから、内容につきましましては十分理解をしているつもりでございますけれども、町の宝と言われる子供たち、児童にとって最適な教育環境を作っていく、これが非常に大事だと、そういう観点から様々な意見が出されました。

特に、少子高齢化、子供たちの減少、そういった中で色々な意見があったわけですが、思いますが、瑞沢小、土睦小を改組し、新たな睦沢町立小学校に再編したほうが望ましい、

こういう意見が大半を占めたわけでございます。これにつきましては、ペーパーにしてお示ししたとおりでございます。しかしながら、その中では意見はあったと記憶しておりますが、いつ、どこにというようなことにつきましては、全く深い議論はされなかったというふうに私は記憶しております。

そのようなことを経まして、昨年12月の議会におきまして、町長の挨拶、平成30年4月1日をもって再編し、新たな学校を開校する、この場合、保護者、地域の人たちの説明等、合意形成を積極的に行いますと、こういうお話を承ったわけでございます。この発言を受けて、教育部局につきましては、満を持して小学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を作成、そして12月上旬にはPTA連絡協議会への説明、また平成28年1月22日につきましては区長会議に基本方針を説明、と同時に全戸に広報「むつざわ」2月号にこの基本方針を掲載し、配布したということでございます。

しかしながら、その後行われました1月28日の瑞沢小学校、また31日の土睦小学校の保護者への説明会、その後こども園、また2月20日には全町民を対象とした説明会がゆうあい館で開催されたところがございますけれども、この広報「むつざわ」に掲載されました基本的方針の中の学校の位置等につきましては、なぜか文言を変え、シールを張りながら複式学級を解消して適正規模等を行うのが一致の問題であるというふうに文言を変えて説明をしている。

いずれにしても、説明会をする前に、もう既に全町民を対象とした基本方針をお示ししてその中で意見を求める、こういうちぐはぐな内容の経過をたどったわけでございます。新たな学校の位置、または廃止等につきましては、最終的には町の議会の中で、これは設置条例になると思いますけれども、学校の設置条例、場所ですね、小滝何番地、そこに設置する、現状の小学校を廃止して新たな場所に設置する。新たな場所といえますか、土睦小学校を生かすのであればその場所に設置をする。この1行の設置条例が議会で最終的に付される協議の場というふうに私は思いますけれども、いわゆるその前にやはり十分全協等の場もあるわけでございますから、教育大綱等では見せていただきましたが、こういう基本的な内容等につきましては、事前的な議員に対する協議等も必要ではないのかというふうに思ったわけでございます。

本町は、当然東西4キロ強、それから南北11キロから12キロの細長い地形、形状を持った本町でございます。瑞沢、土睦小学校ともに長い長い変遷を経て今日に至っております。再編によって閉鎖する瑞沢小学校または土睦小学校、これにつきましてはそれぞれ卒業生、深

い深い思いがあると思います。そして、地域のコミュニケーションの核として今まで成り立って来たわけですから、この思いは非常に深いというふうに思います。

やはり通学区域のあり方を変え、地域のあり方を変えることになるわけですから。特に瑞沢小学校の廃止というようなことになれば、下手をすると一気に過疎化が進む、そして公共施設が全くなくなるわけですから、一気にそのような変貌をしていく、そういうことも懸念され、想定されるわけですから。地域の歴史、そして自覚、誇り、そういった住民感情を十分念頭に入れて、これにつきましては取り組んでいただきたいというふうに思うわけですから。

教育委員会、また教育部局で決定したからもう決定だよということで、上から目線というようなそういう対応というふうに受け取れますが、私はまだまだこの説明会等の内容を聞いた場合、合意には至っていないと判断いたします。

したがって、今後、住民を対象とした説明会、これを積極的に行っていただきたい。特に並行する地域につきましては丁寧な説明を行い、やはり住民意識の緩和と併せて合意形成の方向に持って行っていただきたいというふうに思うわけですから。

この場合、二つの点で申し上げます。

一つとしては、やはり特徴ある学校を将来作り上げていくということですから、新たな学校を開校するまでの手順だけでなく、やはり長期的、将来的な住民意識、住民との納得した、将来どのような学校を作るんだ、そういう住民との話し合い、プロセスをはっきり持っていただきたい、プロセスを作っていただきたい、そのような中で開校していくんだ、これを是非お願いしたいというふうに思います。

それと併せまして、再編後の跡地利用等の関係からでございます。当然これらにつきましては発生するわけですから、現在の校舎、体育館、プール、グラウンド等、また裏山の管理、こういったものをどうしていくんだ、これを具体的にやはり示していただきたい。いわゆる町長部局と検討してお示しいたしますというふうに活字では書いてあります。また、先般の説明会の中でも、具体的な要支援福祉関係、それから公民館の図書室等の移転、こういったもののお話は伺いました。しかしながら、これをやはり先行してこういったものを出して住民の理解を得、色々な意見を徴してこの方向を作り上げるということが大事ではないかというふうに思います。

次の2点目でございますが、新しい小学校となる、いずれにしてもどこかの学校を活用するという形になるわけですから、今現在では土睦小学校を活用すると、こういうこと

でございますけれども、ご承知のとおり、中学校はあれは昭和43年ごろだと思います。それから土睦小学校は5年後ですから昭和48年に建築され、中学校は約50年、小学校につきましても45年というような、そういう建築の経過をたどっているわけでございます、いわゆる老朽化、これを延命化してどのような形にするという方針もあると思いますけれども、やはりいかに延命化するにしても、これが10年、15年、20年とまた続くわけではございません。いつの時点かこれを改築、または新築する、こういうことになるわけでございますので、その段階につきましても、新たな学校を建設する位置、そういったものにつきましてもやはり長期的、段階的な方針を持って校舎立地、または建築の方針を作成して臨むべきではないかというふうに思うわけでございます。これは先程申し上げましたプロセスとの関係にも十分兼ね合いがあるわけでございます。

そして、中学校も、今度小学校の再編とは直接関係ございませんけれども、中学校も少子化の中で、中学1年から3年まで、いよいよ150人を切ってしまう、下手をすともっと下がりますね、人数が。そういう小規模中学校の運営が将来成り立つかどうか、これはやはり真剣に考える必要があります。そういう中で、私は前からもう検討されておりますけれども、やはり小学校と中学校の一貫した教育体制、今の9年制を検討してやる教諭、先生方の交流、また中学校免許を持った人、小学校免許を持った人の、そういう教諭の確保等は非常に難しい問題等があると思いますが、その辺はある面総合的に小学校から中学校、一貫した児童生徒、そういったものを対象とした対応方針を作る、またそういうプロセスを持ってこの学校問題に臨むべきというふうに私は思いますが、これにつきましてのご回答をお願い申し上げます。

以上を申し上げます、1回目の質問にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今関澄男議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化への取り組みに関して、1点目の選択と集中による総合的な施策を含めた行政改革にどのように取り組むかについてでございますが、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる経常収支比率、市町村では75%を超えると硬直化の傾向にあり、90%を超えると一般的に財政運営が厳しいと判断されておりますが、本町は、平成26年度決算において86.5%となっており、議員のおっしゃるとおり、数値の上では硬直化の傾向にありますが、経済の動向を見極めつつ、社会保障費や投資的経費など、選択と集中により総合的に考えた中で、引き続き健全な財政運営に努めて参りたいと思ってお

ります。

また、この86.5%という数字でございますが、県内の市町村を見ますと、これはいいほうから数番目という状況でございます。議員十分承知かと思いますが、90%台が県内の市町村ほとんどだということでございます。ということで、睦沢町だけ突出して悪いという数字ではないということだけは頭の中に入れておいて欲しいなというふうには考えております。

2点目の老朽化する公共施設の補修、新改築など年次別計画の策定に伴う財政対策と3点目の徹底した経費節減合理化への取り組みを議会、執行部の一致した方針を持って実行すべきではないかにつきましては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

本町では、公共施設の全体的な現状把握、長期的な視点を持った更新、統廃合、長寿命化等を計画的に実施するために、先程議員からもお話がありましたが、公共施設等総合管理計画の策定、これを新年度、平成28年度に予定しております。その分析結果によりまして、今後財政の全般的なバランスを見つつ、選択と集中によりまして計画的に公共施設等の維持、更新を実施して参りますが、国・県支出金や財政措置のある有利な地方債など、財源確保や経費節減等に職員一同鋭意努力して参る所存でございます。

また、町民、議会、行政が共通の認識を持つことは大前提であると考えておりますので、町民の皆様には、事あるごとに町の取り組みなどを説明するとともに、議員の皆様にも、議会全員協議会を通してご説明し、ご理解を賜った中で、今後の事業展開を進めて参りますので、引き続きご協力をお願いいたします。

続いて、教育委員会関係については、ここで途中ですけれども、教育長からお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 今関澄男議員の小学校の再編に関するご質問のうち、1点目の保護者、地域住民の合意形成を図るための説明会についてでございますけれども、今般、小学校の適正規模・適正配置の基本方針をお示しし、ご質問にありますとおり、現在保護者や地域の皆様等にご理解いただけるように説明会等を実施しているところでございます。

行政報告でも申し上げましたとおり、多くのご質問、ご意見を伺うことが出来ましたが、今後もより一層丁寧な説明に努めたいと考え、新たな説明の場と機会を得ながら、地域とともにある学校に生まれ変わるべくご理解いただきたいと思っております。まずは、今ある教育的課題である小規模化での子供たちの発達段階での影響を少なくすることを優先にし、引き続き幼小中学校の連携教育を進めていこうとするものでございます。

また、将来の魅力ある、特色ある学校づくりのための学校のあり方については、教育大綱や教育振興基本計画で示す中で、より内容を明確にし、併せて校舎等の施設整備等の計画を進めて参りたいと考えております。

2点目の、新小学校となる現有施設の老朽化等を勘案した、校舎立地並びに建築の方針についてでございますけれども、再編後の小学校では、現在の土睦小学校の校舎を一部改修して使用したいと考えております。今後、校舎の耐用年数を踏まえて、公共施設等総合管理計画の策定もありますので、再編後の児童の環境変化の対応も考慮しながら、校舎建築の時期を決めて参りたいというふうに考えております。

3点目の睦沢中学校の運営を含め義務教育9カ年を通し、新しい小中一貫（型）校が望ましいのではないかについてでございますけれども、本町では、長くこども園、小学校、中学校の連携教育を推進し、切れ目のない学びを続けていることはご承知のことと存じます。これらの延長上に新しい教育課程として小中一貫校または一貫型校があると考えております。

このことについては、国の制度改正により、推進も明示されているところでありますので、先に協議をいただきました学校等問題調査検討委員会においても、多くのご意見をいただいたところでございます。本町としましても、教育振興基本計画に基づき、現状の教育環境のもとにどのような形がよいのか、先進事例の検証なども考慮し検討して参りたいというふうに考えております。

1点目のうち、小学校再編後の校舎跡地利用につきましては、町長からお答えいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 引き続き、今関澄男議員の小学校の再編に関するご質問のうち、1点目の小学校再編後の校舎・跡地利用についてお答えいたしたいと思っております。

再編後の校舎・跡地利用につきましては、学校が教育施設のみならず地域コミュニティの中心的な役割を担って来たことによりまして、様々な場での活用を期したいと考えているところでございます。現時点では、今後将来にわたり福祉事業の充実もあることから、町、社会福祉協議会の活動場所として活用することや、保育、子育て支援の場、教育施設の一つとして、公民館図書室としての学習の場などを考えております。また、学校の教育活動の場としても、引き続き利用を進めて参ります。これらにいたしましても、地域住民の方々の意向も十分伺いながら、より多くの場を提供し、新しいコミュニティ施設として住民の集う場としていきたいと考えております。

なお、また民間におきましても、お隣長南町にもありましたが、長南町は4小学校を廃校

して新しく作るということで、この四つの小学校に高校、大学等を誘致しながらこの四つを有効活用するというようなお話がございましたが、睦沢町につきましても、これは団体は違いますが、外国から日本に留学をして日本の農業を学びたいということで、千葉県中において農業の実践を行っている学生がいて、その学生の寄宿舍についてというふうな問い合わせも来ております。

内容を十分精査しながら、また議会の皆様、あるいは住民の皆様と議論しながら、先程申し上げましたように、新しいコミュニティ施設という形を模索していきたいと思っておりますので、いずれにいたしましても、目標を平成30年4月1日と決めましたので、その間に十分煮詰めて参りたいというふうに考えておりますので、よろしくご指導お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） まず、財政健全化のほうでございますが、いずれにしましても、これまで町事業につきましても、一般財源を余り使わず、いわゆる国・県の補助金、交付金等、また地方債、こういったものを積極的に使って住民のための施設整備、こういうことで行政水準の向上に努めて参ったところでございますが、これにつきましては高く評価をしていきたいというふうに思います。その中で、やはり町長、先程申し上げましたように選択と集中、そして優先順位を選択しながらというようなことございました。古い事業、また新しい事業等につきましても、これから大いに創意工夫が必要であるというふうに思うわけでございます。

しかしながら、やはり内部的には人件費、そして物件費、公債費、こういう財政構造が悪化しているということは否めない。先程86がまあまあいいほうだというふうに言われましたけれども、これはもう否めないということで、いわゆる財政合理化というものはやはり徹底的に行う、これは必要だと思うんですよ。

その反面、色々行政サービスが町民にあるわけでございますが、やはり受益者負担的なもの、こういったことも今後検討すべきというふうに私は思いますけれども、この辺につきましてご検討願えればというふうに思うわけでございます。

具体的には、色々あると思いますが、例えば道路改良等のときには、出来る限り地域の皆さん方の労力を提供してもらおうとか、そういう色々な面の取り組みをやはり今後していく必要があるというふうに思うわけでございます。

そして、経費の節減合理化の件でございますが、これは当然予算審査特別委員会を作りまして、平成28年度につきましては7日からそれぞれ審査、点検等を行うわけでございます。その中で色々出て来るとは思いますけれども、その事務事業の改善、特に経費のチェック機能といいますか、稟議チェックの機構、機能、こういったものをやはり強化する必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

したがって、この経費節減に対する、そういうチェック機能を作ったらいかがかと、総務課長、会計課長おりますから、その中でチェックは当然しているわけでございますが、新たに目的を持ったチェック機構、こういったものが必要ではないかというふうに思うわけでございます。いろんな面で未済額が残ったらいけないよ、予算は全部使わなきゃいけないよという風潮が、やはりそこにありますから、いかに予算を浮かせるか、そして剰余金を出すか、こういうところに積極的に取り組んでいただきたい、いわゆる改革をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

例えば、公用車のあり方、普通乗用車の更新のときには今度は軽自動車を活用するとか、そういうところまで徹底してやはり取り組んでいくべきだというふうに私は考えますけれども、そういう細かな積み上げがこういう合理化につながっていくというふうに思います。その辺につきまして、ひとつご検討お願いしたい。

それから、公債費、これにつきましては、いわゆる起債というような形があるわけでございますが、今町債の元利償還金、おおむね29億、ずっと変わっていません。30億に近い。一般会計の予算に近い公債残高が、償還金が残っているわけでございます。返済をする、そしてまた起債を起こす、返済をする、起債を起こす、ずっとこう来ているわけですね。いわゆるその29億、30億というものは将来返すべき元本ですから、この辺もやはり事務事業の改善等を見ながら、償還金の返済の方向、思い切ったことをしてこの辺をある面整理する、財調とか、色々基金がありますから、そういったものである程度これはカバーしているわけでございますが、表に残るそういう償還金の残高というものが延々と続くわけです。

また、今度のスマートウェルネスでも5億何がしかの起債が発生するわけでございます。またまた償還額が上がっていく、一般会計予算を上回ってしまいますね。そういう状況でございますから、この辺につきましては、是非借入金を何とかする、そういう今後の財政運営の妨げになる、いわゆる負の構造でありますから、この辺をひとつ断ち切ってもらうような対応を是非お願いしたいというふうに考えるところでございます。

続きまして、小学校の再編の件でございますけれども、先程色々と教育長のほうからご回

答があったわけでございますけれども、この小学校、学校等につきましては、やはり子供の教育、いい環境で教育を受けさせる、これはもう当然であるわけでございます。反面、児童の教育のための小学校、いわゆる施設だけではないわけですね。この辺もやはり十分認識してもらいたい。地域のコミュニティの核として、やはり防災、それから保育、地域の交流の場、そういう様々な機能を学校は持っているわけです。この辺をやはり十分理解をしていただきたいということでございます。行政が一方的に進めるものではないというふうに考えます。

したがって、地域の十分な住民の理解、保護者は無論であります。住民の理解が必要であるというようなことで、これは大変デリケートな問題であります。先程ありましたように、丁寧な対話、合意形成、これを重ねてお願い申し上げたいというようなことでございます。従来町長と語る会等が毎年5月、6月ごろ、この時期やっていました。この場をやはり前倒ししてもらって、教育長も一緒に地域に出て来ていただいて、地域の皆さん方の意見を聞く、大勢の皆さん方の意見を聞いていただいて、そして合意形成、いわゆるこういうわけだからこうなんだという、納得の得る対応を是非お願い申し上げたい。いわゆる地域とともにある学校づくり、これに徹していただきたいというふうに思います。

先般の町民の説明会では色々な意見がございましたが、中にはスマートウェルネスタウンの中に木造校舎を建設して、そして小中一緒の学校、そしてこの陸沢の特徴ある学校を作って、いわゆる転入、外からこの魅力ある緑の素晴らしい陸沢町に来てもらうような、そういうPRをしたらいかがか、こういう立案等もしていただいている保護者もいるわけでございます。こういったものも十分勘案していただきまして取り組んでいただきたいなというふうに思います。

そういうことで、十分な対話、こういったものを、そしてその中で教育目標、これは大綱が出来て、それに対する基本方針が既にもう出来上がっていると思いますが、これらをやはり保護者プラス地域の住民に十分徹底していただいて、魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 2度目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、財政問題でございますが、人口が減少いたしますので、当然にして財政収入の基盤は減って来ます。しかしながら、公共施設については以前どおりあるということで、先程もお話ししましたが、平成28年度、新年度において公共施設等の総合管理計画の策定、これは

国が言っているとおりで、日本全国が人口が減るんで、その人口に合わせた、要は器も人口に合った器にしなければ、あるいは管理の仕方を変える、あるいはどういうものにするかと、お隣茂原市では、公共施設の面積を何平方メートル減らすとかというお話もしているようでございますが、いずれにしてもこの公共施設等総合管理計画、当然にしてこの中にも小中一貫校をどうするのかということも入って来ます。

また、道路の管理をどうするのか、あるいは今ある総合運動公園、それから公民館、あるいはゆうあい館だとか資料館、こういう施設をどのようにきちんと対応していくのかということが当然にしてあるわけでございますが、この辺につきましては、確か12月の議会でも少し触れたかと思いますが、公共施設の有効利用、これをいかに図っていくか、これによりまして今後、今ある素晴らしい総合運動公園だとか、あるいは歴史民俗資料館については、他の町村にもありますが、中身においては圧倒的に睦沢町、この少ない人口の中で素晴らしいなという、他の地域の方々から評価をされているところでございます。こういう評価を持続しながら、あるいはもっと前に進めながら、この運営については考えていかなければいけないというふうに考えております。

そのようなことで、出来れば28年度中に全部出来ればいいわけですが、まず28年度を足がかりとしまして、全体的な構想を作って、この管理運営あるいは施設規模をどうするのかということを全てやっていきながら、議員おっしゃるように、当然に選択と集中、あるいは財源の要は合理的支出というものをこれから進めて参らなければならない。

また、最近におきましては、議員の皆様もご承知のとおり、3月の補正につきましては、執行残につきましては極力減額をするという対応を行っております。数年前どころか5年、10年前は、いったん獲得したものはその課で全部使うんだという時代も当然ありましたが、今はそういう時代ではございません。議員がおっしゃるとおり、そういう方向に向いて執行しております。また、さらに議員がおっしゃられましたように、新しい形も出て来ますので、そこら辺については、十分議員のおっしゃるような方向に、人口の減少に伴った、その地域の、あるいはその町村の規模に合ったものに合わせていく必要があるということは十分に必要性を感じておりますので、議員おっしゃるとおりに進めて参りたいというふうに考えております。

なお、また教育、小学校の統廃合あるいは再編の関係でございますが、私も既に地区懇談会を毎年実施しております。これにつきましては、今後また、昨日の新聞ですか、公表がございましたが、先程担当の書記長からもお話がありましたように、7月10日に町長選の投開

票があると、あるいは5日にはこの告示があるということでございますので、なるべく地区懇談会、今区長さん方には既にご協力をお願いしているところでございますが、出来れば前倒しをしてということでございますが、中には6月がいいとか、色々地区のご事情もございまして、なるべく前倒しをしながら、この大きな学校再編の問題も一緒に論議をしていきたい。

また、私は、個人的には教育長にも、この場合は町長と皆さんが対話することだということでお話を以前はしておりましたが、今年は特に教育長にも同席を願いまして、教育長から具体的に教育をどういう方向にしたいんだということを、私ではわからない分野をきちんと細かく説明していただきたいということで、特に瑞沢地区については、全て一緒に同席していただくという方向でお願いして快諾も得ておりますので、よろしくご指導をいただきたいと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答えいたします。

私も学校は子供たちのためだけではないというふうに思っています。しかし、子供たちに学びのいい環境を作ることがもちろん第一であります。そしてまた、今学校は、お話しございましたとおり、地域のコミュニティの場でもありますし、支えるところでもあります。ですから、地域とともにある学校であり、また地域で支える学校でありたい、その姿を目指していきたいというふうに考えております。

また、住民の説明につきましては、今町長もお話しいただきましたけれども、私も積極的に出席をし、皆さん方と合意形成を図りながら、よりよい形を求めていきたいというふうに思っています。

もう1点、校舎の老朽化等の問題があるんですけども、どこに建てるかという問題ですね。小中一貫型または一貫になった場合という話、まだこれは確定したものではありませんけれども、その方向を目指すのであれば、やはり長期の寿命化の対策をとるのではなくて、ある程度お話がありました期間がありますので、その間に十分に場所もありますし、またこれからの睦沢の教育をどうするか、子供たちどうするかという、子供減って来ますからね、そういうところで皆さんと協議をしながら、町の子供が町を作るわけですから、その辺の視点でぶれないようにきちっと話をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 財政健全、何件か私のほうの提案をしたわけでございますが、それにつきましてはまた十分検討していただきたいと思いますが、最終的に、この学校問題、再編をして新たな睦沢町立小学校を開校するという議会との最終結論、いわゆる町民との最終結論を出す機会というものには設置条例だと思うんですね。その議会の審議といいますか、こういう協議はいつごろやれるか、やりたい。色々住民協議が整っていないとすればまだまだ先になると思いますが、十分その辺は配慮していただいて先行的にここで結論を出すんじゃないかと、その辺のことをある面見通しを立てていただいて取り組んでいただきたいなと思います。

これ最後の質問で、お願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員の質問でございますが、最終的な決断は、今議員のおっしゃられましたように位置の設置条例ですね、これで決まるわけでございます。先程も私も教育長からもさんざん言っているように、地域の皆さん、あるいはPTA、保護者、これの合意を目指したいということを何度も申し上げております。そういうものが、ある程度、おおむね、よく私おおむねと言いますが、出来れば80%以上は皆さんが同じ方向を向くということをあくまでもした上でやっていきたい。

なぜこういうことを言いますかというのと、やはり特に保護者の皆さんがご理解をいただかないと、子供たちが学校で荒れる、あるいは学校の先生の言うことを聞かなくなるおそれがあります。こういうことは断然あってはならないわけです。今なぜ私たちがこういう議論をしているかというのと、子供たちにとってどういう教育の場を提供していくのが一番いいのか、あるいはまた教育委員会としてはどういう先生方がどういう考えを持ってどういうことを教えるのか、あるいはどういう教育環境の中で教えるのかということが一番大もとになって来ますので、そういう観点では、今言っていることが一番大事になると思いますので、私としては、出来れば最終決断は最後に持って行って、そのためにこれからも教育委員会としては協議会を設置して、よく地域の皆さんの意見を聞きながら、あるいはまた教育委員会として、これから新しい小学校がどういうカリキュラムで学校を運営していくかということは今ではまだ全然出ていないと思いますので、そこら辺を前面に出していただきながら保護者の皆さんと合意点を見つけられるよう努力して参りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これで、8番、今関澄男議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

（午前 11時40分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 午前中の市原時夫議員からの資料の提供がございました。遊具の件でありますけれども、お手元に配付をしてございますので、ご参照願いたいと思います。

それでは、一般質問を続けます。

5番、田邊明佳議員の発言を許します。

田邊議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目、町道について。

3級町道の一部において、私的に使用している例が散見されています。一例として、1591号線等があり、近辺でもわかっているだけで、その他に2箇所、そういった場所があります。住民福祉の公平性という観点から、また町財政状況の厳しくなる中、そういった私的に利用しているとわかる場所は、賃借料を取る、もしくは払い下げる等、何らかの手だてを講ずる必要があるのではないのでしょうか。

そういった町道が私的に使用されている箇所の把握は、全箇所確認しているのでしょうか。何箇所そういう場所があるのか、また町としての対応はどうなっているのか、お聞かせください。

2点目、条例について。

睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に、不相当と思われる箇所がありますが、修正する考えはあるのでしょうか。前回も発言したとおり、申請時には不相当と思われる団体等は駄目で、申請後になるのは大丈夫というのは、暴力団関係の部分においてふさわしくないかと思えますし、前回の答弁でも、議員の親族が指定管理者の代表を続けることは違法ではないが適当ではないとの千葉県の見解をいただいたということでした。

そういったことから、条例を変えるべきかと思いますが、どうでしょうか。

3点目、イノシシ防護柵について。

補助事業により、イノシシ防護柵が町内でも多く設置されています。その柵の材質と耐用年数を教えていただきたいと思います。新聞で、イノシシ用ワイヤーメッシュが想定を超えて劣化が進み、数年でぼろぼろになるという報道がありました。補助事業ですと、柵の耐用年数内は処分も更新も難しいですが、他市町村では3年で修繕という例もあり、劣化の状況により耐用年数内での更新や補修が必要となるかもしれません。そうなった場合に係る費用の概算と誰がそれを負担するのか伺いたいと思います。

以上3点、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の質問にお答えいたします。

初めに、町道について、一部私的に使用している例が見られるとのことですが、町が管理している町道の中には、議員ご指摘の町道1591号線のように、道路境界を侵して使用されているであろう事案が他にもあると思われます。その対策としては、現在、町が進めております地籍調査業務において、測量後、境界が確定した場所から順次整理をしていく所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、その他にも、個別案件として境界査定を求められたり、色々な場合がございますが、その都度対応をして参りたいというふうに考えております。

次に、条例について。睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に不相当と思われる箇所があるが修正する考えはとのことですが、本条例は、平成15年の地方自治法の一部改正におきまして示された条例で、条例で規定すべき指定管理者に関する事項に基づき、指定時の手続等に関することを趣旨として定めたものでありますので、議員がおっしゃるように指定管理者を指定した後に、指定するにふさわしくない状況になった場合の対応については、明記をされないところでございます。ご指摘のとおりでございます。

しかしながら、そのような状況になった場合、地方自治法第244条の2第10項では、管理の適正を期すため、指定管理者に対して管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることが明記されております。また、同条第11項には、その指示に従わないとき、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すか、期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることが出来るとなっておりますことから、ご質問のような場合、条例の適用がない場合でも、法律により、上位法令優先の原則から対応することとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、イノシシ防護柵に関してでございます。防護柵の材質と耐用年数、また修繕や更新費用とその負担者についてでございますが、本町では、睦沢町有害鳥獣対策協議会が、国・県の交付金事業を活用し、耕作者が申請者となり、各区長を通じ事業に合致するものについて設置して参りました。

耐用年数の処分については、本町の場合、使用している柵の材質が溶融亜鉛メッキ処理をした鉄製のものを使用しており、事業の制度上、14年であることから、設置後その期間処分は出来ないものと考えます。

ご質問の、他市町村では3年で修繕という件につきましては、設置してある場所によっても違いがあると思われまして、部材は本町と異なるワイヤーメッシュ状のものなどを使用している場合につきましては、もちろん耐用年数が短くなるものと考えます。

協議会では、平成23年から同事業を実施しており、柵の劣化につきまして、メーカーでは、本町の設置状況等を考えますと、先程の耐用年数より耐用年数があるのではないかとの見解が示されております。要は、14年よりももっと長く耐久性はあるというふうなお話をされております。

今後の修繕や更新に係る費用につきましては、購入する部材や数量によっても違いがあると思われまして、詳細は申し上げられませんが、その負担は、維持管理を含め申請者において行っていただきたいと考えております。この点につきましては、改めて協議会を通じ、各区長及び申請者へ周知し、ご理解を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございました。

まず1番目、行政がどれだけ住民サービスを均等に出来るかが本当大事だと思うんですけども、このままでは本当不公平きわまりないのではないかと私は思っております。

地籍調査が確定したらとのことですが、それって何年かかるのでしょうか。それまでどうするんですか。そういった話は、町の方でも、もう何年も前から結構あそこはおかしいじゃないかという話にはなっていて、どうなっているんだという不満というかそういった声も出ております。

では、地籍調査が確定するまであと何年かかるのか、そこからやるのでは大分年数もかかって遅いのではないかと、固定資産税等も賃借料も支払わずに公共の土

地を使うのは筋が本当に私は違うと思います。

そこら辺の対応を本当にどうにかしていただきたいのと、また2番目の条例、自治法に基づいて何らかの問題があった場合の対応が出来るからいいとおっしゃっておりますけれども、そうであるならば、なぜ私が議員になったとき、何らかの対応をしなかったのか。また、そういったご立派な答弁をいただきましたけれども、なぜこの答弁が前回なかったのか。こういったものは、俗に後出しじゃんけんと言います。意味は、私が言うと品位を問われてしまうと思うので、後でお調べなさってください。上位条例があるからいいというならば、この条例はいらぬんじゃないかと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

あと、一般的に建材としてのワイヤーメッシュ柵の耐用年数は14年とされていますけれども、業者さんは14年以上もつとのことだったんですけれども、野ざらしで侵入防止柵として使う場合は14年もたないんじゃないかという専門家のお話もあります。実際、自然が相手ですし、イノシシが相手なので、それより耐用年数が前倒しになるという可能性もあるわけで、補修の費用は自己負担とのことですが、今どんどん補助事業に乗って柵が立てられていますけれども、大体、一気に重なれば農業者の負担は大きいと思うんですけれども、特に佐貫地区なんてかは、イノシシもすごい頭数が多いですし、実際柵が掘り起こされたという話もよく聞きます。そういったところで、佐貫の皆さん、割と高齢化も進んでいますし、やっぱり柵があると耕作も大変ですし、何かと耕作者が減っていく中で、耕作しづらい土地ということで、そういったところが、イノシシを入れないための柵が耕作者を追いやっていく可能性もあるかと思うんですけれども、これは答弁要らないんですけれども、次の話でちょっと答弁いただきたいんです。

イノシシ防護柵の管理で除草剤を使うというのが割と主流かと思うんですけれども、除草剤を使うと、根っこがなくなって土が崩れやすくなって、道路の土手沿いなどに防止柵を立てておくと、除草剤で土がもろくなってその土がどんどんくんでいって、道路にまで悪影響を及ぼしていくんじゃないかと思うんですけれども、また千葉エコ米を、エコ米というか睦沢米を進めておりますけれども、除草剤をかけることによってその影響もあるんじゃないかと思うんですけれども、町はどの辺までそういったことを考えに置いているというか、頭に置いているかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に、町道の私的使用ということでございますが、それこそ議

員おっしゃられるように、実際に赤道あるいは青道と言われたところについて、個人的に使用されていると思われるところは相当数、何箇所ですかと先程ありましたが、答えられないほどであると認識しております。

これにつきましては、それを専門的にやるには、私が想定するには、職員2人か3人がかかって、とても3年や5年で出来るものではございません。なぜかという、やはり境界をきちんと出さなければいけない、あるいは境界についてたまたま何代か前のお互い同士の関係で、土地の使い勝手をよくしようということでやったものもあるということが過去にも幾らでもありました。

ということで、たまたま私が職員として携わったときに、1箇所治山工事をするために、その場所だけなんです、3か月通いましたが、結果としてそのときは結論が出ませんでした。おおむねしようがないからということで対応させて、一時的にこちらを使ってその土地にはもう家が建ってしまっていると、それも住みかが建ってしまっているというような状況もありました。

ということで、先程もお話ししたしましたが、地籍調査、要は境界を確定しながら、その都度そういう問題点が出てきますので、その都度対応して参りたい。結果的にこれが10年15年20年というふうにかかることもやむを得ないのかな。しかしながら、先程お話ししましたとおり、問題になった点については、その都度現有職員で対応して参りたいというふうに考えております。

それから、条例が指定手続だけであればいいんじゃないかというようなお話でございますが、先程も申し上げましたように、法律で指定についての条例を作りなさいというふうになっております。ということで、指定時については、特に市町村が指定をするわけですから、条例を作ってこれに当たれと。しかしながら、その後については法律がありますからそれで出来ますよという趣旨のものでございますので、これで差し支えないのではないかとということでさせていただきたいと思っております。

後出しじゃんけんだというようなお話がございましたが、答弁がそこまで前回について行き届かなかったことは、私どもの不徳のいたすところということで反省をしながら、今後十分に対応して参りたいと思っております。

それから、イノシシ防護柵でございますが、14年というのは、法定耐用年数ということで、国が定めた耐用年数でございます。したがって、当然にして使用環境によりまして、それ以前に耐用年数ではなくても使用に耐えなくなってしまうということは当然あるし、環

境がよければその倍位もつことも十分に考えられるわけでございます。しかしながら、国が目安と定めた耐用年数、これについては、税法で使ったり色々使っておりますが、一般的に耐用年数ということにさせてもらっております。

ということで、それ以前にそれを撤去するとかそういうものについては、また国と協議をしながら、その使用状況によっては撤去も認められることがあるというふうに認識をしておりますので、その都度ご協議を願えればなというふうに考えております。

なお、除草剤の件でございますが、ご承知のように、イノシシの場合は、土を掘り上げて餌を探すという習性がありますので、金網も当然土の中に入れてたり土をはわせたりということで、そうすると草刈り機で草を刈るということは事実上困難です。逆にその網を切ってしまったり、草刈り機が壊れてしまったりということがあるので、議員おっしゃられるように、その部分的なものについては、除草剤での管理もやむを得ないのかなということで考えております。

これにつきましては、今現在はイノシシ対策ということで、防護柵が今のところ最大一番いいのかなということでさせていただいておりますが、決してこれが一番いい状況ではないと思います。ただ、今のところ、千葉県もそうでございますが、日本全国あちらこちらでもやっぱりこういう問題が出ておるんですが、なかなか特効薬がないというところでございます。また今後も、もっと最善のことを千葉県と一緒に研究して、またこの対策に当たりたいというふうに思っております。

これが最善だとは思っておりませんので、その間、非常に農業者の方については不便をおかけいたしますが、それこそ、先般、報道等でもあったと思いますけれども、千葉県におきまして、これ以上広がらないように、千葉県においてはこれ以上北上するのを防ぐというようなことで、長生郡の中では長柄の一部、茂原市の一部等、県が直接イノシシ駆除して、これ以上北上しないように抑えるんだということも、28年度、新年度から実施するというふうに報道が入っております。出来れば、それだけではなくて、今まで発生している睦沢町のようなところについても、県自ら駆除に当たっていただくようなこともお願いしながら、農家の皆さんが健全な農作業が出来るように向けて参りたいと思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） はい、どうぞ。

○町長（市原 武君） すみません、ちょっと答弁漏れましたが、前回もちょっとお話ししま

したが、違法ではないが適当ではないと、この関係でございますけれども、現在の条例は、指定時の手続等に関することを定めたものであります。指定管理者として指定後に、田邊議員が議員になられ、親族が指定管理者の代表を続けることは違反ではない、しかしながら適当ではないとされていることから、町としては指定管理者の指定後の期間中はそのまま実施していただき、更新時に引かれることがよいのではないかとということで、昨年8月ごろ、確か当時の社長に、こういう案件がありますが承知していますでしょうかと、もし承知しているのであれば、次の指定時にということで、8月ごろ、当時の社長に申し入れをしたところでございます。

その結果として、今すぐというよりも、ちょうど12月でつどいの期間が終了するので、それを機にすれば、次の指定時には問題がないだろうと、町としては先程言いましたように、指定時については特にこういう規定がありますので、それに間に合うようお願いしたいということとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

ちょっと答弁いただけなかったんですけども、除草剤を使うのはやむを得ないというのは理解しますが、除草剤は柵の状況、設置状況によっては千葉エコ米等耕作している場合には、影響があるんじゃないかと思うんですけども、あと、先程も言いましたけれども、本当に道路の際に設置されている場合は、道路、土手がその除草剤の影響でくんでいて道路に悪影響を及ぼすんじゃないかと思うんですけども、そういったことも踏まえてどこに設置するのが最善であるとか、除草剤はどうしようもないにしても、どうしたらそういった悪影響を最小限に抑えられるかということをお聞きしたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） このイノシシの防護柵につきましては、協議会を設置していただいて、協議会が設置したところに国・県の補助があるということで、睦沢町においても協議会を設置していただきました。

この協議会とともに町がこの事業を一緒にやっているわけですが、当然協議会については、耕作者の皆さんが直接業を営んでいるわけで、町がこうしろ、ああしろというよりも、お互いに一緒に協議会とどういう設置の仕方、どういう管理の仕方が一番最善なのかということ

を研究しながら進めて参りたいというふうに思っております。

なかなか町のほうではこうしたら最善ですよ、千葉県の方でこれが一番最善ですよという事は示されないのが実態でございますが、やはり現場を一番知っているのは協議会の皆さん、あるいは申請をしてくださる皆さんのほうが一番よく現場を知っているわけですので、十分現場の皆さんの意見を聞き入れながら、たまたし補助事業等にもっとして欲しいところがあるのであれば、そういう要望をしながら、皆さんと一緒に最善の方向に持っていきたいというふうに考えますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、13番、田中憲一議員の発言を許します。

田中議員。

○13番（田中憲一君） 田中憲一でございます。議会には、2期目お世話になるわけですが、今までどおり、子供たちの将来のために、そして地域、商工業発展のために、さらには地域活性化へつながるまちづくりのために活動して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

地域活性化では、昨年プレミアム商品券により、地元商工業においては満足いく成果があったものと感じておるところでございます。ありがとうございました。ちなみに、睦沢町では、3,000万円で4割のプレミアム率、4,200万円でございました。換金率の集計が出たわけでございますが、99.3%、4,171万5,000円の換金率ということになったわけでございます。

換金率で見ますと、郡内6町村のうち、長南に次いで2番目ということでございます。商店の方々に色々聞いてみますと、お客様の新規来店者も多く見受けられた、いつもより1品2品多くお買い上げをいただいたなどのうれしいご意見を多数いただいたところでございます。今後は、これをきっかけに販売拡大につながるように、商工業発展のための活動もして参りたいと考えておるところでございます。

そして、まちづくりでございますが、まちづくりは人づくりであるとスローガンにしておりますので、人づくりの根本である教育の分野に関しましても、しっかりと取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきますが、同僚議員より近い内容の質問もございましたが、しかし、今の睦沢町で抱えている大きな課題であり、今後睦沢町を大きく左右

する大事な大切な事業なので、重複する部分はあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、スマートウェルネスタウンについてでございます。

事業スケジュールによりますと、28年度4月より、いよいよアドバイザー事業受託事業者により実施方針の策定となるわけでありまして。この事業は、執行部の皆様と同じ思いではありますが、睦沢町の未来を大きく変える起爆剤であると考えているところでございます。しかしながら、産みの痛みではございませんが、大きな事業になればなるほど、今までどおりに事業展開出来なくなる分野も生じ、住民サービスに滞りが出ることも予測をされるところでございます。

そこでお聞きしますが、償還期間中にマイナスを予測される事業は何があるでしょうか。そして、実施方針が策定されていくわけですが、睦沢町の未来を託す大きな事業ですので、後から知らなかった、こんなはずではなかったのご意見が出ないように、進捗状況は細かく丁寧に、そして減額を余儀なくされる事業があるならば、隠すことなく町民に周知していくべきだとも思います。町民全体でこの事業を見守る体制づくりがとても重要だと考えます。多くの場面で、周知を求めるわけでございますが、どのように周知をしていくか、お聞かせ願ひたいと思います。

続きまして、職員の意識改革についてでございます。

来年度より、4月から、睦沢町では、広報にも記載されておりましたが、役場組織の活性化のためにと、住民にわかりやすく親しまれる体制づくりのためにと、今後の事業展開に対応するためにと機構改革を行うわけですが、ソフト面でのプラスアルファも必要不可欠であると考えます。プラスアルファこそが役場職員の意識改革にあると思うわけですが。

他の市町村に比べますと、当町職員のほうがかなり意識が高いと思われる睦沢町役場職員もたくさんいます。本当にありがたいことで、感謝を申し上げるところでございますが、反対にそうでない職員もいるのではないのでしょうか。

先日、山武市の友人と地域活性化について話をしていたことですが、役所職員が積極的に地域会議に参加されるようになってから、役所に行きやすくなったし、事業展開もスピードアップしたのだとの体験談を聞きました。なぜ職員が積極的に地域会議に参加するんだろうと思い、色々事情を聞いてみたところ、山武市では、「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」という会議に市長が参画しており、役所職員が公務とは別に一住民として地域で様々な活動をするための旗振り役をしているとのことでした。これは、まさに職員の

意識改革につながるとても素晴らしい取り組みだと思うが、町長はどう考えますか、お伺いいたします。

そして、学校問題について質問いたします。

一つ、小学校を再編し、2018年4月に新校開校の方向性が出されました。開校に至るまでの工程をどのように組み立てていくのか、教育長にお伺いします。

2番、再編後の跡地利用については、今から検討していくべきだと思うが、現段階でのお考えをお聞きしたいということですが、まず、小学校再編について、先日2月20日にゆうあい館で行われた説明会に行かせていただいたのですが、正直、余りにも小学校再編の情報が行き渡っていない現実に愕然とした次第でございます。

昨年12月5日には、町PTA連絡協議会への基本方針説明をしている経緯もあると聞いておりますし、実際、私も、12月の町議会議員選挙期間中は、毎日のように、街頭演説でもお話をさせていただいておったところでございます。

ところが、説明会では、広報「むつざわ」の記事で初めて知った、または2月10日に千葉日報の記事で初めて知ったなどの声が、瑞沢地区の方々から多く聞こえてきました。ゆえに、教育委員会が地元住民を無視して勝手に再編を進めているということになってしまうのではないのでしょうか。これから、学校行事であります卒業式、入学式など、保護者が多く集まる機会がございますので、地域の方のご意見を少しでも多く聞き入れていただけたらと思うところでございます。

そして、この再編について、私は、子供たちの教育環境を考えた上で、一日でも早い環境整備を訴えさせていただいております。町の宝である子供だからこそ、一日でも早い環境整備をお願いしたいところでございます。2018年4月の新校開校と方向性が出されたわけでございますので、確実にこの2年強の期間で準備をしていただきたいと思います。その期間の工程を、出来れば詳しく教えていただけたらと思っております。

そして、瑞沢小学校の跡地利用についても、並行して協議をしていくべきと考えますので、現段階でのお考えがあれば、重複はしておりますが、よろしくお伺いをいたします。

そして、最後になりますが、(3)として、教育現場において長期休暇の対応として代替講師が来ているが、生徒や児童に影響が出ることはないのか、また、その学校所属が続くことにより、講師が短期間でかわるなどの不利益は出ないのか、お聞きいたします。

これ自体、町独自で対応出来る問題ではございませんが、実際、中学校で専門教科の先生が1年間で4回、5回、かわることが起きているわけでございます。本当に町の宝である子

供たちの教育の現場のことをございますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員の質問にお答えいたします。

初めに、むつざわスマートウェルネスタウン事業に関して、町民全体がリスクを共有し取り組んでいくべきだと思うが、町民への周知についてとのことですが、まず、実施方針の策定については、PFI法第5条に規定されており、民間事業者の選定を行おうとするときは、特定事業の実施に関する方針、いわゆる実施方針を定めることが出来るとしております。

実施方針には、PFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施されるもの、特定事業といいますが、この特定事業の選定に関する事項、民間事業者の募集及び選定に関する事項、民間事業者の責任の明確化と事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項、公共施設等の立地並びに規模に関する事項、事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項などを具体的に定めるもので、これらの実施方針を定めたときには、遅滞なくこれを公表するよう努めるものとあります。したがいまして、本PFI事業における実施方針につきましても、法律に基づき公表をする予定であり、公表の時期につきましても、10月ごろを見込んでおります。

そして、法第8条により、特定事業を実施する民間事業者等を公募により選定することになります。議員おっしゃるように、私も、本事業は、町の未来を大きく変える起爆剤と捉えております。また、町全体でリスクを共有し取り組んでいくべきということですが、リスク、不確定要因につきましても、市原時夫議員のご質問でもお答えをいたしました。PFI事業の実施においては官民のリスク分担を明確にすることが重要であり、その負担者をあらかじめ契約書に明確に定めるとともに、通常であれば町が負担しなければならないリスクのほとんどが民間事業者が分担することになります。

ご質問のリスクについては、事業実施に伴う町財源の圧縮ということになるかと思いますが、本事業を実施することによる影響として、例えば、道路工事などが考えられます。このことについては、町の未来のため、町民と行政とが一体となり推進していくためにも、住民への周知は必要であると考えますのでございます。

具体的には、新年度も4月早々から地区懇談会の開催を予定しておりますので、私から直接住民に対し、スマートウェルネスタウン事業についての説明をさせていただくとともに、リスク共有についてのご理解をいただきたいと思いますと考えております。

次に、償還期間中にマイナスを想定される事業についてですが、現在、町では、平成27年度から31年度までの5年間の財政計画を作成しておりますが、それ以降は、景気の動向等にも左右されることから、見込みを算出することは困難であります。

現在の財政計画では、社会保障に係る経費について、極力影響がないよう算出しておりますが、限られた財源の中で運営しなければならないため、先程も申し上げましたが、一時的に道路の維持管理も含め工事期間の延長等を行い、投資的経費を調整することで対応している状況でございます。そのような意味で他の投資事業のマイナスが想定される要素となります。

次に、職員の意識改革について、「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」のような取り組みに関しての考えについてでございますが、私は、常日ごろ、職員には、職場で仕事をやるばかりではなくて、休日や年次休暇などを活用し、職場を離れた活動や体験を通してリフレッシュすることで、新たな発想が生まれて来ると伝えております。

議員がおっしゃる地域に飛び出す公務員はまさに私の考えとつながるところがあり、公務員としての職務とは別に一人の地域住民として、社会貢献活動、地域づくり活動、自治会、PTA、消防団などの地域社会の活動に参画することは、住民目線で行政を推進することにつながります。また、こうした活動は、公務員の使命を再確認することが出来、町民と行政の協働によるまちづくりを実現していく上でも最大限重要なことと考えております。

平成26年度から継続しております、上市場魅力づくりプロジェクトのワークショップにも何人かの職員が自主的に参加しております。このような地域参加をするかどうかは個人の自由意思であります。私は、今後とも職員には積極的な参加を促すとともに、応援して参りたいと考えております。

蛇足になりますが、山元町への職員派遣についても、これは前にもお話ししたように、私からの強制ではなくて、手上げ方式で行っていたということもこれらに入る一つではないかというふうに考えておるところでございます。

続いて、教育委員会関係につきましては、教育長からお答えいたします。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 田中憲一議員の学校問題に関して、1点目の新校開校までの工程についてお答えいたします。

睦沢町立小学校の適正規模・適正配置に関する基本方針につきましては、これまで「広報むつぎわ」や町ホームページ等で公表し、町PTA本部役員、区長会、各小学校、こども園

保護者、地域住民を対象に説明会を実施して参りました。説明会の様子からも、より一層の丁寧な住民説明が必要であると考えますので、新たな説明の場を作るなど機会を得ながらご理解を求めて参るところでございます。

小学校を再編することの意義につきましては、今ある課題の解決と将来の睦沢の子供たちにとって大変重要なことであり、町民全体の共通理解を図って参りたいという考えでございます。

また、教育内容や通学方法などの教育環境等の整備については、保護者や地域住民の方々を交え、地域とともにある学校に向けた協議を進めて参りたいと考えているところでございます。

最終的には、議会の承認をいただき、新しい小学校を開校したいと考えますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

3点目の代替講師の影響等についてでございますけれども、代替講師と呼ばれる方は、正規の教員が育児休業、病気やけが等の理由で長期に休まざるを得なくなったときや、正規の教員が欠員となった場合に任用する教員を指します。中学校の教科担任講師や初任者研修に係る非常勤講師とは区別をしており、職務上は臨時的任用講師と呼ばれています。将来教員を目指している方や過去に教員としての勤務経験を持つ方等の中から、特に教育に情熱を持ち、指導力等がある方を千葉県教育委員会から採用しております。

職務内容も、正規の教員と同じように、公務も分掌しております。指導力がないものは教員として採用されませんので、学習面や生活面での指導上、児童生徒に不利益になることはないものと理解しております。加えて、勤務する学校でも研修等を行い、指導力等の向上にも努めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、講師の任期期間が短いことで、児童生徒に不利益はないかというご質問かと理解いたしましたけれども、地方公務員法第22条2項の規定により、6月ですね、半年を超えない期間で任用を行うことが出来ると定められており、さらに問題がなければ半年間の延長は可能となっております。ただし、年度をまたぐことが出来ませんので、短期間の勤務状況が生じる場合もあろうかというふうに推測はつきます。

しかし、前段で申し上げましたとおり、教育に情熱を持ち、指導力を備えた人物を採用しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の再編後の跡地利用につきましては、町長よりお答えいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、2点目の、小学校の再編後の学校施設の跡地利用についてお答えいたします。

先程、今関議員のご質問でもお答えをさせていただきましたが、学校が教育施設のみならず、地域コミュニティの中心的な施設であることから、これにかわる施設として、引き続き地域とのかかわりを維持、発展させるものを地域住民の方々のご意見を聞きながら決定して参りたいと考えております。現段階といたしましては、福祉や介護保険事業の地域支援事業について新たに町が行う事業などもあることから、町社会福祉協議会に担っていただきながら、活動の場としていただきたいと思いますと考えております。また、教育施設としても、公民館図書室の機能を有し、学習の場とすることや小学校の学びの場として引き続き利用し、併せて保育・子育て支援の場としても多く活用出来るようにして参りたいと考えております。

これらは一例でございますので、様々な提案をいただきながら、地域の集いの場となるよう活用して参ります。

先程もお話をいたしましたがお隣長南町、今日の千葉日報にも出ておりましたが、同じような形といたしますか、似ているんですが、これは外国の方々でございますが、先程も申し上げましたように、千葉県内で農業を学んでという方々の寄宿舍を今探しておるということで、是非そういう跡地を利用させていただきたいというような話もございます。これについては、まだ2、3日前に話が来たばかりでございますが、町としては、実は最悪のことを想定しながら2年前に、もしこの学校が廃校となった場合、何か活用出来る方法はございませうかということで、色々話を一部の方にしておったところでございますが、その方のご紹介によりまして、今のような話が舞い込んで参りました。これについては、まだまだ中身については我々も全然精査をしておりませんので、十分精査をした中で、地域コミュニティとして瑞沢地区がさらに発展出来るような、そういう施設に向けていきたいなというふうに考えております。

そこら辺を十分精査しながら、また、住民説明会等も、今後とも、先程教育委員会からもありましたように、続けて参りますので、そういった中でも訴えていきながら、子供たちの環境を最善にしながら、なおかつ地域コミュニティの場としても活用をしていきたいというふうに考えておりますので、ご指導よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） ご答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきますと思います。

まず、スマートウェルネスタウン事業についてでございますが、10月に実施方針について公表する予定であるとのことご答弁をいただきました。具体的に定めた幾つかの事項を公表することですが、その中でやはり一番気になるのが、公共施設等の立地並びに規模に関する事項だと思っております。

私個人としては、この事業は賛成でございますし、今このアクションを起こす時期に来ていたとも思っております。ただ1点、計画の規模が少し大き過ぎるのではないかなと感じるところもございます。補助金等の関係もございますでしょうが、今の計画を一気にではなくて、今の計画対応を3段階に分けて、例えば道の駅、住宅部分、防災施設とか、段階を踏んでやることは可能なのか、先程、町長と同僚議員へのお答えの中に、必要最小限ということでは計画を削って今の形にしたとありましたが、その必要最小限の今の計画を段階に分けて、例えばPFIに発注することが可能なかどうか、ひとつお聞かせ願います。

そして、事業の周知については、地区懇談会等で説明をしていくとのことをお話をいただきました。私も事業推進はしなければいけないと思っておりますので、是非町長、痛みとなる道路の維持管理に影響が出るよとか、言いつらい部分も、ふるさと睦沢に自慢出来る、誇れる素晴らしいものを作るんだということでの痛みなんだよということで熱く語っていただき、ご理解を是非いただきたいと思っております。規模の件だけ、ちょっとスマートウェルネスタウンでは教えていただきたいと思っております。

そして、職員の意識改革についてでございます。

地域に飛び出す公務員を応援するというところで、町長と考えが同様であり、まさに町民と行政の協働によるまちづくりを実現していかなければいけない今のご時世だと思っております。特に、睦沢町は、ナイススモールタウンと、人の顔が見えて、本当に参画しやすい、手を取り合い得る町の大きさだとも言われております。積極的に地域社会の集まりに参加してもらえれば、地域の方々のやる気も大きくなるはずですし、何より職員の郷土愛が増すことは間違いのないと思っておりますので、意識改革への近道だと思っておりますので、是非旗振りをよろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、小さな町だからこそ、町職員だけではなく、学校の先生方にも是非町に飛び出していただきたいと思っているわけでございます。町職、県職の違いはございますが、総合教育会議等活用していただいて、推進出来るか、今後の取り組みを是非お諮り願えたらと思います。可能性があるのかないのかだけお聞きしたいと思います。

最後に、学校問題でございます。

小学校の再編については、子供のことを考えますと、本当に一日でも早い新小学校の開校を望むところでございます。ただ、先日ゆうあい館で行われた説明会でも、今の現状の睦沢町の中に二つ小学校がある、瑞沢小学校の10人の1クラス、土睦小学校の30人ちょっとで2クラスになれない1クラス、この現状を同じ睦沢町の中に住む同じ児童だからこそ、同じ学びやで同じ教育を受けることがいいと思い、私はずっと推進をしてきたので、今、目の前にある、その新しい小学校を開校するということの議論が本当はされなければいけないところ、なぜか小中一貫校の話が先に出てきてしまっていたりとか、本当に急務であるべき話が足踏みの状態を起こしていることも、この間の説明会で若干感じたところでございます。

瑞沢、土睦の特色をどのように引き継いで学校教育に結びつけるのか、通学のあり方など、短い期間で地域の方々の意見、保護者の意見を吸い上げながらやらなければいけないことがたくさんあると思いますので、今は新しい小学校を開校することを強く発信させていただいて、話し合いの場を多く持っていただき、進めていただきたいと心から思いますので、よろしくお願いたします。

それと一つ気になったのは、先日のゆうあい館での説明会の中で、ある地域の方が保護者か、ちょっとそこら辺ははっきりしませんが、新しい小学校を開校することに反対をする決議を瑞沢小学校の小学生がクラスでとったとかという話がありました。これが事実関係をはっきり確認してもらいたいんですが、もしこれが本当にあるようなことであれば、我々が小学校の教育の部分で、子供が宝だと思い、一つにしようという考え方を持っている部分が、何か違う方向に進んで行ってしまっている予兆でもあるのかなと思われる、ちょっとしたことなんですけれども、とても大きな発言だったなと思いますので、そこら辺は事実確認をしていただき、また、そういう話が出るということは、雰囲気的にもあまりよくない雰囲気があるのかなと思いますので、子供たちに対して、君たちのために、君たちの教育の学びやを一つにすることで君たちが伸びるんだよということの、何か一つ子供たちに対する説明も必要なかなと感じましたので、よろしくお願いたします。まず、その決議をとったとかという話が本当にあったのかどうか、確認をしていれば教えていただきたいと思います。

そして最後、代替教師ではなく、改めます。すみません、臨時的任用講師というのですね、の件ですが、教育長言われるように、講師の先生方はとてもよく対応してくれて、とても子供たちに教育に対して熱いと認識しているところでございます。先程1回目の質問でもさせていただきましたが、町独自で対応出来る問題ではないのは重々わかっているんですが、実際に中学校の先生が1年間で4回も5回もかわっちゃって、子供たちがやっとな先生の教え方

になれたのに、またなれたら次の先生が来てという状況が起きているので、何かこの打開策が見出せないかなという思いがありますので、教育長、この部分何か一つご意見をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

まとめませんが、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、スマートウェルネスタウンの規模についてのお話がありました。実は議員ご承知のとおり、睦沢町におきましては、現在の道の駅が手狭になってきているよと、道の駅の職員の休憩所すら、あるいは休憩所もない位ですから、当然駅長の部屋もありませんよと、こういった状況の中で本当にいいんですか、今こういう非常に厳しい経済状況の中、この道の駅については、毎年1割近くの上昇があったんだよと。また今後も大きくしていくんだといった中で、このスマートウェルネスタウンのものの計画が始まりました。

そういうときに、たまたま国で地方創生ということがありましたので、ちょうどそれに乗ったというのが実態でございます。そういったことで、もともと地方創生に乗ってこれをするんじゃなくて、町は独自に考えを持ってこれに進んできた。そこで睦沢町特有でございますが、国・県の資金をふんだんに使わせていただくということでこれに入っております。

そういった中、この規模の問題でございますが、私が考えるに、やはり先程も市原時夫議員からも色々ありましたが、やはり睦沢にしかないんだというオンリーワン、これが人を引きつける魅力になるというふうに考えます。したがって、一つずつ何年か後にやっていくということになると、特に民間PFI事業といたすと、利益を出しにくくなる、であれば一遍に魅力を出して睦沢にしかない、また先程、大変恐縮でございましたが、市原時夫議員の一般質問のときに、道の駅、千葉県内においては温浴施設がないと申し上げましたが、あの調査の時点ではそうでしたが、皆さんもご承知のように、新聞報道でありました鋸南町保田小学校という名前の道の駅では宿泊施設を作りましたので、当然温浴施設、浴室はあるものと想定されます。また、一部ちょっと聞いた話ではございます、確認はとっておりませんが、町内の住民が使うのと町外の方が使う温浴施設については料金も違うというふうなお話もちょうと耳にしましたので、保田小学校についてもこういうものがあるというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、睦沢にしかないオンリーワンを出しながら、より魅力的なものを作っていきたいというものでございます。

それから、職員の意識改革ということでございますが、まさしく議員と全く同じ考えで

ざいまして、ナイススモールタウンということで、住民の目に行政が直接見える、逆にまた職員がそういう意識を持ちながら、そういうことによってこれがもっと大きなものになっていくというふうに確信をいたしますので、この辺についてもまた私が先頭になって働きかけをしていきたいなというふう考えておるところでございます。

なお、規模等について、もう少し詳しい話は担当主幹のほうからさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、教育関係のことについては、またこの後、教育長のほうからいたしますが、一つだけ、私が聞いていた中でどうかなというふうにしたのは、今現在、瑞沢小では当然複式学級も問題になるということでお話ししましたが、学年によっては、女の子が1人しかいないという学年もあるんだそうです。やはり女の子同士、私の孫なんかで聞くと、じいじ迎えに来てよと、迎えに行ったら、ちょっと待って、今、女子会をやっているから、女子会ってなんだろうなと思いましたが、女の子たちだけで、自分たちだけで相談事とかいろんなことを話しているようでございます。やっぱりそういったことについても、議員おっしゃるように、ある程度最低限の数はやっぱり必要なのかなということを私自身も感じております。

あと、すみません、お願いします。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

スマートウェルネスタウン事業、PFI事業で段階的な整備が出来ないかというご質問でございますけれども、結論から申しますと、なかなか難しいということでございます。

PFI事業については、民間の資金あるいは経営能力、技術的能力を活用することによって、国とか地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスが提供出来る事業が対象となるわけでございます。したがって、そのPFI事業を導入するメリットとしては、道の駅と賃貸住宅の建設から運営までを民間が長期的にわたり実施することで、そのことにより町の出費が削減されるというところがございます。これはPFI事業を導入することで、建設コストの削減、それとサービスの向上が図られるということでございます。

今回、予定して企画しております規模については、その辺がとれるという規模のところでは抑えているということで、それより規模を小さくするとメリットがなくなってしまうのではないかとございます。そして、イニシャルコスト部分の国庫補助金や地方債ですね、この辺を活用するに当たっても、分割してしまうと補助金が出なくなったりということもありますので、今、町長申しましたけれども、最低規模のところでは抑えているというところ

ろでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答え申し上げます。

まず、役場の職員、公務員が、地域に出ました。学校のほうも、これも既に以前から問題になっている問題でございまして、地域の教員が、地域に出て積極的に力を出しなさいという話は、方向性は既にあります。色々部活動の問題であるとか、いろんな状況があつてなかなか出来ませんが、基本的にはその姿勢を持っていることが望ましいと思いますし、現実、出来るものであれば、子供会にも役員をやっている方もいらっしゃいますし、それから過去には青少年相談員の立場の方もいらっしゃいました。基本的には、地域で頑張っているのが大変よろしいかなというふうに思っております。

もう一つは、子供たち、十分な地域やそれから保護者の方々とは、繰り返しますが、十分な話し合いを持って、同じ学びや、同じ教育をしていきたい。適正規模での学びのよさや、それから新しい学校のよさ、総合教育会議の中、または振興基本計画の中でも示してございますけれども、そういう中の教育を進めていきたいというふうに思っています。そのご理解をいただくように努力して参りたいというふうに思っております。

また、瑞沢小学校で子供たちが決議をしたんではないかという、反対の決議だと思えますけれども、この話、私も伺いまして、小学校の校長に電話で確認いたしましたら、校内においてその話をしたことはないということで、子供たちの動きはつかんでいないというふうに私は理解をしております。その後どうであるかはわかりませんが、また改めて情報を得てみたいというふうに思っております。

また、そうであれば、とても残念なことだなというふうに思います。私たちは、親として、地域の者として、保護者として、やはり大きな問題であります学校のあり方をもっと十分論議し話し合いしていきたいと思っております。また、お話がありました、子供に話をするのかということですが、これは、まず子供たちには、私たちが合意形成出来た上での、こういう学校になるよというところの時点で、子供たちに話が出来ればよろしいのかなというふうに思っています。まずは親御さんのほうから子供たちへのお話をするのが第一だと私も考えております。

あと、講師等任用の件で、現実的には、私も調べましたら、一昨年に4人の先生が、いわゆる戻るまで年間に4回の異動が、かわりがありました。それについては、回数的にはそう

でありますけれども、それはそごがないように、指導の必要がないような指導があったというふうに私は理解していただければと思っております。

また、それを何とか出来ないのかということでありまして、これは先程出ました、法律で決まっている部分がありますので、どうこう出来ませんが、緊急的な、時間がないときには、県のほうから要請があった、指定があった職員の採用を是非お願いしたいというふうにしますけれども、例えば、時間的なものがあるって、2人候補者がいるけれども、ということであれば、それは私は、いろんな方々を知っている中の、自分のあれも含めてですけれども、どちらがよろしいのかと、子供たちにとって、またこの学校の学びの方向性の中での、どちらが一番ふさわしい教員であるかというのは選りながら、県にも要請をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） ありがとうございます。

いずれにしろ、スマートウェルネスタウンについては、町長が旗振りをお願いしたく、そして学校の再編については、教育長が是非とも子供のためにというところで、私も小学校3年生の子供がいるんですが、もう1人、2人で本当に2クラスになれるところであります。先程来、話しているとおり、子供のためにやろうとしていることが逆に何か変な方向に行ってしまうかがとても心配であったりしますので、答弁は構わないんですけども、是非現場にいる先生方にも、そこら辺の状況の説明であったりとか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、13番、田中憲一議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、議案第8号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第8号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成27年度人事院勧告及び平成27年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、期末手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、期末手当の率を年間0.1月引き上げるものです。

第1条につきましては、本年度の期末手当の率の引き上げを行うもので、12月の期末手当において、当該手当の率を0.1月引き上げるものです。

第2条につきましては、来年度以降の期末手当の率に係るもので、6月の期末手当の率を0.05月引き上げ、12月の期末手当の率については、第1条におきまして0.1月引き上げた2.225月から0.05月引き下げ、2.175月といたしまして、6月と12月を合わせ、トータルで引き上げ率を年間で0.1月とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 反対するわけじゃないんですが、ちょっと聞きたいんですが、特別職も一般職も率として同じということになりますと、もとの違うわけで、金額的には一般職との差がさらに広がるというふうになるのかなと思うんですけども、この辺は人事委員会やそれから他町村の関係も含めて、大体こういうパターンだということなんですか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 市原議員、おっしゃるとおりでございます。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第5、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成27年度人事院勧告、平成27年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告、また地方公務員法の一部改正により、給与条例の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、給料月額並びに勤勉手当の率の引き上げ及び級別基準職務表の追加などです。

第1条につきましては、平成27年度における給料月額並びに勤勉手当の引き上げに関するもので、人事院勧告によれば、給料月額について、民間給与が国家公務員の給与を平均1,469円、0.36%上回っているため、若年層に重点を置きながら引き上げ改定を行うこととしております。このことから、本町でも国及び県に準じ引き上げを行うものです。

なお、本町の給料月額における上昇率は、0.23ポイント、影響額は約181万8,000円です。また、勤勉手当については、民間との較差により年0.1月引き上げることとしており、本町

においても同様に改正するものでございます。本年度においては、12月期の勤勉手当を改正するものとし、影響額は341万2,000円でございます。

第2条につきましては、1点目といたしまして、平成28年度以降の勤勉手当の率の取り扱い、2点目としまして、期末手当支給に関する取り扱い、3点目としまして、地方公務員法の一部改正に伴うものでございます。

1点目の平成28年度以降の勤勉手当の率については、第1条におきまして12月期のみで0.1月引き上げを行ったことから、来年度以降の率は6月期及び12月期に分散させるため、0.05月引き下げ、引き上げた後の0.85月を0.8月とするもので、年間については0.1月引き上げるというものでございます。

2点目の期末手当支給に関するものについては、懲戒免職処分を受けた者や成年後見人となった者等に対して期末手当を支給しないこと、また、刑事事件に関して刑を確定していない者等に対し、期末手当の一時差しとめ処分を行うことを規定するものでございます。本規定につきましては、睦沢町行政手続条例施行後、平成9年に追加すべきところ、欠落していたため、今回追加させていただくものでございます。

3点目の地方公務員法の一部改正に関するものにつきましては、平成28年4月1日施行されます。平成26年改正地方公務員法において、職員の職務について、給与に関する条例に規定することとされることから、現在規則で規定されています級別標準職務表の内容を精査し、給与条例に級別基準職務表として追加するものでございます。また、本表を追加したことに伴う改正を併せて行うものです。

第3条、第4条については、任期付職員のうち、特定任期付職員について、第1条、第2条と同様に改正するもので、第3条では、給料月額並びに期末手当の率の引き上げ、第4条では、職務基準の規定、期末手当の率の調整を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。ありませんか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） ただいまご説明ありましたが、若い人に厚くというような話ですが、もうちょっと具体的に、細かくは要りません、どういう感じになっているのか、また給与表の引き上げについては、これは全員が、率の差があっても上がるということですのでよろしいんですか、給料表でということ、まずそれをお聞きします。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりお答え申し上げます。

今回、給料表が改正されました件でございますけれども、給料表自体は、改正前と比べますと、全級金額は上がっているんですが、過去に給料表を下げて、現給保障期間が30年までございます。その関係から、今回改正になって実際に給料が上がる職員は76人、全く上がらない職員32人で、上がらない職員が全体の29.6%になって参ります。また、これらの給料表につきましては、国の人事院勧告また千葉県の人事委員会の規定に基づいて、同様な給料表を使って今回改正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それで、前に、睦沢町ラスパイレス指数でしたか、あれが低いということでしたが、後に、前のときに大体並んだというような話もあったので、この結果、具体的にはラスパイレス指数から見るとどうなのかというのが一つと、それから、ところによっては、地域手当というんですかね、そういうものもあると思うんですけれども、睦沢町はそれはなぜないのかなと思って。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりましてお答え申し上げます。

まず、1点目のラス指数の関係でございますが、本町職員のラス指数、いわゆる国家公務員を100として見た場合に、過去には90%を切るような状況になっておりました。そして最近の状況ですと、平成26年4月1日を見ますと、99.3ということで、ほぼ国の職員と同じ基本給になってきたという状況でございます。これらにつきましては、平成26年度におきまして、初任給も正直言って他町村よりも下がっておりましたので、そういった初任給の見直しを行わせてもらったこと、特に職員の採用試験等を行いますと、どうしてもその辺がやはり睦沢町は給料が低いんだなというようなこともございましたので、近隣町村と同様の金額にさせていただいているというのが実態でございます。

それと、地域手当の件でございますが、今、国の給与体系を見ますと、給料はそんなに上がらないんですが、手当を非常に手厚くするような傾向にございます。特に地域手当等の率についても、県内でも給料の16%分を地域手当として出すというところもございますが、本町の場合は、残念ながらと申しますか、本町の場合はその支給はしてございません。

と申しますのは、支給出来る地域、支給していないところが支給出来る地域となれる要件

がございまして、非支給地域が地域手当支給地域に囲まれている自治体、または隣接している場合で、その隣接地のいわゆる隣の自治体に通勤者が50%以上いないと駄目だよというような制約がございます。そのようなことから、本町はその地域手当は支給しておりません。昔でいう調整手当でございますが、支給しておりません。

近隣では、長柄町さんが茂原市と千葉市に挟まっているということなんでしょうか、長柄さんだけが3%の地域手当の支給がされているという状況でございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） 発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

本案は、平成27年度人事院勧告及び平成27年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、町一般職並びに特別職の期末手当等が引き上げられることを受けまして、町議会としての考えを協議、調整いたしたところでございます。

内容につきましては、睦沢町議会議員の期末手当を議案第8号の町特別職と同様に、平成27年度分から、現行の年間4.1月分を4.2月分に改めるものであります。

ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提出者の説明を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はおりますか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで2時35分まで暫時休憩といたします。

（午後 2時23分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時35分）

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第13号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第13号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、国の補正予算である1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策やT P P 関連政策大綱実現に向けた施策などを計上するとともに、平成27年度の各種事務事業の実績見込みから、補正額3,049万3,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億4,767万円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税については、各税目の決算見込みから、1項町民税は追加、2項固定資産税、4項たばこ税は減額いたしました。

2款地方譲与税から13款使用料及び手数料については、国・県の情報及び実績見込みにより加減いたしました。

14款、15款国県支出金については、各種補助事業等の実績を見込み加減いたしました。このうち民生費国庫補助金については、国の補正予算により、低所得の高齢者を対象に年金生活者等支援のための臨時福祉給付金給付事業補助金を追加するものです。その他、総務費国庫補助金において、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金を活用し、情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組みます。また、農林水産業費県補助金において、担い手確保・経営強化支援事業補助金を活用し、農地の集積や担い手の育成・確保を積極的に取り組みます。

16款財産収入については、町分譲地パークサイドタウンの販売実績により、土地売却収入を減額いたしました。

17款寄附金については、一般寄附金、ふるさと納税寄附金を追加するもので、1月末時点において、一般寄附金5件、1,359万6,000円、ふるさと納税3,200件、4,806万8,000円のご寄附をいただきました。

18款繰入金は、歳出の決算見込みから減額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款から11款まで、全体といたしましては各事業とも年度末に向けての事業実績見込み、あるいは精算に伴う加減であり、人件費については、給与改定及び年度内異動に伴う加減が主なものであります。

今回の補正について、追加補正等の内容を中心に申し上げますと、2 款 1 項 5 目財産管理費において、日本年金機構の個人情報流出事案やサイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、マイナンバー制度及び地方自治行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、自治体情報セキュリティ対策を抜本的に強化する必要があるため、情報セキュリティ対策改修工事を追加いたしました。

また、積立金について、若者定住促進基金はパークサイドタウン分譲地の販売実績から減額し、財政調整積立基金については地方財政法第 7 条に基づく積立金を計上いたしました。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費で、平成28年度中に65歳以上となる低所得者の高齢者を対象に 1 人 3 万円を給付する年金生活者等支援のための臨時福祉給付金、福祉タクシーの利用者増による関連費用を追加いたしました。また、3 目障害者福祉費で、自立支援給付事業について給付対象者 1 人当たりのサービス料が増加したため、介護給付費を追加いたしました。

5 款農林水産業費においては、1 項農業費で、農地集積促進事業補助金について、国が推進している農地中間管理機構を活用し、寺崎地区、川島地区の取り組みによる対象面積の実績見込みを追加し、担い手確保・経営強化支援事業補助金について、TPP 関連対策大綱に即し、すぐれた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化の取り組みを一体的かつ積極的に推進する地域において、担い手が農業機械を導入する際に必要な経費を支援するため、追加いたしました。

以上が、今回の補正に係る主な概要であります。第 2 表の繰越明許費については、国の補正予算への対応を含め、年度内に完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定をさせていただきます。

また、第 3 表の地方債補正につきまして、情報セキュリティ対策改修工事に係る一般補助施設整備等事業債の借入を追加いたしました。また、一般廃棄物処理事業債はむつみニュータウン汚水処理施設修繕工事の詳細設計業務委託、土木施設整備事業債は社会資本整備総合交付金関連事業、それぞれの実績から減額いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 一つは、この情報を管理何とかで5,000万ですか、それで繰り越して5,000万ということは、これ1億位かかるという、どういう事業なんですか。

それから、当然これは町の責任の問題じゃなくて、国が指定してやらせている事業だから、100%これは補助として出るんだろうと思うんですが、その内容とこの財源上の問題について教えて欲しい。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりお答え申し上げます。

先程、町長の提案説明でもお話がございましたが、本補正につきましては、日本年金機構の情報流出事案に伴い、多くの個人情報を取り扱う地方自治体にとって情報セキュリティの強化が必要であると、法務省が設置いたしました自治体情報セキュリティ検討チームから出されました。その内容が、早急に3層からなる対策を講じ、セキュリティの強化を実施することが求められております。

この3層でございますが、この対策といいますと、まずマイナンバーがございます。マイナンバー制が施行されているわけがございますけれども、その接続系等の端末から情報持ち出しが出来ないように2要素の認証の導入を図りなさいよと、この2要素というのは、例えば指紋認証、ICカードを使うだとか、そういうふうの一つだけでは駄目、二つのものを使いなさいと、なおかつ、例えばデータをUSBにコピーしようという悪意を持った人がいたとします。そのUSBも事前に登録されているUSBじゃなければコピーが出来ないような方法を講じなさいよというふうなことが、まず1点されております。

2点目が、LGWAN環境のセキュリティを確保するため、LGWAN接続系とインターネット系の接続を分離しなさいよというふうに言われております。本町の場合、一つのパソコンでLGWAN系列、またインターネット系列が接続可能となっております。そのようなところを分離していかなければならないということとなります。こういったときにも、やはり先程申しました2要素認証の導入を併せて行いなさいというような条件がついております。

そして3点目は、都道府県と市町村が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を実施することということで、今現在、町村独自にインターネットに接続して情報を見ることが出来るわけですが、今後これが構築されますと、千葉県がそれを一括して各町村からのインターネットを見にいこうとしても、一括して千葉県のクラウドを通じて見にいこうような、そういう方式、系列にしなさいよというふうな3層からな

る指摘がございましたので、これらに対応するために、配線、機器、そういった類を新規にするとともに、今、睦沢町の置かれている、庁内のそういう接続機器がどういうふうになっているかから調べまして、それをどういうふうに直していくのか、調査、設計から入っていきます。

そのようなことで、当初見積もりをとると、1億程度の見積もりがありましたが、その後、なるべく余分と申しますか、ぜいたく品は省いて省いて省いた中でこの金額に最終的にたどり着いたというような状況にございます。ただ、県との、先程申しましたセキュリティクラウドの構築分については、まだこの費用には入っておりませんので、これは千葉県がどこまで28年度に構築出来るかによって、負担金になるか、どういう方法になるかはわかりませんが、補正対応または29年度予算になる可能性が出て参ります。

当然、私どもも、L GWAN にしろ、マイナンバーにしろ、国の施策で進めてきたものでございますので、非常にかっかり、これだけ町の一般財源をここにきて投入しなければならないというのは本当に残念に思います。財源的には、総額で5,728万9,032円の費用、このうち補助金は、起債を含めても上限が1,120万というふうにされております。起債部分については、交付税措置で後年度以降100%見るよというふうにはされておりますけれども、いずれにしろこの時期でこの一般財源を用意するのは非常に厳しいこととございました。

しかしながら、今のIT社会、これをやらないと、やはりどういう、最後、行政的に責任を負いかねませんので、どうしても実施せざるを得ないというのが実情でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 本当におかしいと思うんですよ。一つには、クラウドというのは、特別にその情報の集中的なところですから、そこへ情報を集中するということは、何かあったらその被害は、分離して扱っているよりずっと大きいんですよ。それからマイナンバー制度も同じことで、だんだんそういう危険性が増していく中で、要するに人間信用出来ないってことでしょう、指紋認証だとかなんとかって、結局、人の問題なんですよ、最後は。それを5,000万円もかけて監視するみたいな、そんな社会でいいのかなと、これは言ってもしょうがないかな、とは思いますが、これで終わらないと思いますよ、私、確かに。どんどんこういうふうになっていくんだから、追っかけごっこだから。それで、狙ったところは、大体ハッカーというのは確実にやられちゃうわけで、これは確実とも言えない。しかし

やらないと、やらなかったろうとなっちゃうという、本当にひどいなと感じます。

それともう一つ、住宅リフォーム助成がなっております。これは何件位なんですか。それで、これまでずっと3年位やっているんですか、3年か、ということなので、今ちょっとわからなくてもいいんですけれども、その補助金と全体の工事費用、どの位の効果が上がったかというのが、後でも結構ですけれども、教えて欲しい。

とりあえずこの今回の補正の部分についてを、今わかるものを教えて欲しい。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

まず、件数でございますが、本年度は30件でございます。今年から、このリフォームの補助金に関しましては、一応抽せんの形をとらせていただきました。2回に分けて抽せんを行ったところ、たまたま本年度に関しては、ご希望の数の中でおさまったということの中から、漏れた方はいらっしゃらなかったというところでございます。

過去3年間の総トータルの工事費と補助金については、今、手元で示すことが出来ませんので、後ほど資料としてお出しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） その下のほうの住宅の耐震、これ私も何度も取り上げてきて、この睦沢町の予測される大地震での一番被害が思われるのは、この住宅の状況とこれによる被害だと思っております。やっぱり費用がかかるということで、確か国も、去年も今年も次回も、これに対して手厚い補助というような新しい流れもあると思っておりますけれども、そういうものは検討されているんですか。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

耐震の関係は、議員おっしゃるとおり、補助金の制度ございますが、何しろ施主の方がそれをやる場合、かなり費用がかかるということで、なかなかご相談件数も少ないです。ただ今後、まだこのメニューも当然残っていくと思われまますので、さらにPR等も進めながら、町としては活用をしていただくように検討したいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

岡澤宏一議員。

○9番（岡澤宏一君） ちょっとこれ確認、教えていただきたいんですが、地籍調査の関係で、土木費であります、1,200万、これはショートしている、削ってございますが、この事業は当初から比べて遅れておりますが、どういうわけかこういうふうになったのか、それと12年位の計画で進んでおるんですけれども、今の状況がどういう状況なのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおり、地籍調査につきましては、おおむね10年を見込んで計画を立て進んできたところでございますが、平成27年度、当初、国から示された額が大幅にダウンいたしました。それを受けまして、地籍調査協会、それから長生郡市内でも協議会を作りまして、たまたま私が協議会長になっておりますが、国のほうにも27年度中、2回ほど陳情を行いました。その結果、国全体として10億円追加というようなことになりましたが、国も国交省も次のことを考えまして、他の事業が基幹事業でないとその10億円を使えないということにされました。

しかしながら、睦沢町は、過去において、千葉県の事業で裏山等の防災ですね、県単じゃなくて県事業としてやった寺崎と大上があるんですが、その事業の関係で長生郡だけはその10億円の枠を睦沢町が使えるようになりました。ということで、睦沢町がそっこの枠に移ったことによって、他の郡内の町村は従来の補助金を使えるということになりましたが、やはり要望どおりにはいかないのかな。当初10億円が追加になったことで、それが平均にならずと長生郡市内の要望しているところは大体要望どおりいけるかなという見通しがあったんですが、ちょっとそこら辺はまだいかなかったのかな。ただ、今申したとおり、睦沢町はその新しく出来た制度に乗ってやっていくということで、他の郡内の町村よりも多少要求している、ダウンする割合が要は歩どまりがいいといえますか、そんなに減額されない、減額がされるようでございますが、他よりも少しいいんではないかという目測があります。

あと、具体的なことは担当主幹のほうからご説明させていただきます。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命によりお答えします。

まず減額の理由につきましては、先程町長申しましたように、当初見込んでいた要望額に対して配分が来なかったというところでございます。

それと、今後のことでございますが、現時点におきまして、地籍調査の計画でございます

が、12年間をかけて行うということでございます。ただし、これはあくまでも現時点での計画でございまして、現に、当初大上地区から入ったわけでございますが、大上地区につきましても、予算の関係で1か年では1地区が出来ずに2地区に分割をさせていただいております。また、今現在進めております妙楽寺地区におきましても、やはり1か年での実施が難しいことの中から、2地区に分けさせていただいているということでございまして、今後、先程申しました、この12年で終了するというのは、あくまでも各地区が各1年度ごとに実施が出来た場合という想定でございますので、当然、今後の国の要望に対する予算の配分にもよりますが、現時点では、なかなか今後もととも想定しているものではおさまりに切れずに長期にわたってかかってしまうという状況にあるのかなというふうには考えております。

また、立ち会いを各年度行った地区においては、最終的には法務局のほうの登記簿までが全部直って完了になるわけでございますが、現在の流れでは、立ち会いが終了後、やはり登記簿が完全に直るまで2年位を要するところでございますので、全体的なものもそうなんです。それぞれの地区においてもやはり想定していたよりは時間がかかってしまっているというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 岡澤議員。

○9番（岡澤宏一君） ありがとうございます。

当初、そういうことであるし、今日も一般質問の中で、町長、答弁がございましたけれども、やはり地籍調査をやっていただくことによってスムーズな行政が出来るんじゃないかなろうかと思えます。大変ご苦労だろうと思えますけれども、目的とは言いませんけれども、なるべく短い期間で終了、ま、相手が国ですから、長いわけですけれども、ひとつ要望して終わります。よろしく願います。

○議長（市原重光君） 他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第14号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第14号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成27年度事業の実績見込み及び前年度の精算によるもので、補正額は1億86万5,000円追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ12億9,687万7,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、税軽減措置の拡大による税込不足により1,069万5,000円減額いたしました。

3款国庫支出金は、保険給付費の決算見込みにより1,139万4,000円を追加、4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の現年度及び過年度精算交付により634万8,000円を追加、5款前期高齢者交付金は、平成25年度交付金の額確定に伴う精算分を合わせて3,189万5,000円の追加、6款県支出金は、他の交付金との調整により1,449万3,000円の減額、7款共同事業交付金は、今年度の医療費において交付されるもので、高額医療費の増額に伴い、4,689万8,000円を追加、9款繰入金は、低所得者対策の強化のための財政支援である保険基盤安定繰入金の増額等により814万5,000円を追加いたしました。

10款繰越金は、平成26年度からの繰越金2,147万8,000円を追加いたしました。

11款諸収入は、保健事業参加者負担金の実績見込みにより10万5,000円を減額いたしました。

次に、歳出について、ご説明いたします。

1款総務費は、人事異動に伴う職員手当等で107万4,000円の減額、2款保険給付費は、被保険者数は減少傾向ですが、主に循環器系疾患や悪性腫瘍、慢性疾患、調剤費等の医療費が増加しており、実績見込みにより1億406万7,000円を追加、3款後期高齢者支援金等は、平成27年度の伸び率を勘案した被保険者数に応じた概算分と平成25年度の額確定に伴う精算分を合わせて1,481万3,000円の減額、6款介護納付金は、平成27年度の伸び率を勘案した被保険者数に応じた概算分と平成25年度の額の確定に伴う精算分を合わせて591万8,000円の減額、7款共同事業拠出金は、高額医療費の3年平均実績に応じて拠出するもので、拠出額確定により294万3,000円の減額、8款保健事業費は、特定健康診査等事業の実績見込みにより138万5,000円を減額いたしました。

9款基金積立金は、前年度からの繰越金の積み立てで2,299万9,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 一般会計から見れば繰出金ではありますが、繰入金814万、合わせて1億2,400万というような繰入金でございますが、これは経営基盤安定繰入金というようなことで、要は法定的なものとしてどうなのか、一般的に法定外、法定内ということで各市町村も色々苦慮しているところでございますので、これを法定内というふうに見ておりますけれども、それでよろしいかどうか、お願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村幸夫国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 9款の繰入金でございますけれども、保険基盤安定繰入金の他に職員給与費、出産育児一時金等ございますけれども、保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減分と保険者支援分ということで、これは法定内の率で決まったものでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 今回、見まして、これまでは退職高額療養というのがどんと伸びた

ことがあるんですが、今回も伸びちゃった。一般会計の高額療養も伸びている。その悪性の場合の、高額ですから、件数の問題じゃなくて、こういう小さい都市の場合はこういうところでどんと国保会計が圧迫をされるということをこれあらわしているんだろうと。

薬なんかの単価の問題とか、新薬とか、色々あるとは思うんですけども、これは、要するに見込んだが、見込んだものを超える、私、ある意味じゃ突発的な問題じゃないかなというふうに思うので、ずっとこれがこのままどっと伸びていくということではないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、議員おっしゃられたように、今年度は非常に伸びて、このままずっと伸びていったら完全に破綻してしまうわけですが、そういうことは今までの例から見るとないと思います。

また、さらに言いますと、平成30年度から県で実施いたしますので、1町7,000人ちょっとの人口で、国保加入者はもっと少ないわけですが、当然こういう問題が出てきますが、今後は、30年からは千葉県全体でということになりますので、極端に伸びたり極端に軽かったりというところは平準化されますので、こういう問題はなくなってくるのかなということですが、ただいずれにいたしましても、前の答弁でちょっと出ていたかと思いますが、基金を目いっぱい使って、今回の補正で少しは足しますけれども、足した分を含めてまた取り崩すということになりますので、早く30年度が来ないと睦沢町は国保は危ないよということかなというところがございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） だからね、逆に言うと、平準化するわけだから、睦沢町のように徴収率が高いというところの場合は、逆に言うと変な言い方だけど、そういう側面も出てくるわけなんですよ。だから、ここのところは、私は是非町長にも頑張って、なるべく負担をさせないよということ、私はやって欲しいなと。今、だから、臨時的な苦しいところなんだからというので、ここは是非頑張っていただきたいなというふうには思うんですが、平準化された場合に、睦沢町は、全県的にやると徴収率いいわけだから、そういう意味じゃ、ある意味じゃ有利なという点はどうですかね、その辺は。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、議員おっしゃられたとおり、睦沢町は徴収率が非常にいいわけで

すね。トップクラスになります。ということで、前にもありましたけれども、一般会計からの法定外の繰り入れということをするつもりはありませんということで申しておりましたけれども、まさしく平成30年からの県でも、まだ全部がはっきりしているわけではございませんが、賦課金そのものが、当然そういう徴収率も見込んだ中で賦課金が来るというふうに、これははっきり言われておりますので、今後も徴収率についてはきちんと留意をしながら、しかしながら、そういうところで県からの賦課金が低減出来るような措置もきちっと、ですから、人間ドックというような保健関係も十分取り入れた中で、住民の健康管理にまい進して参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第15号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第15号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成27年度事業の実績見込み及び前年度の精算によるもので、補正額は2,773万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ6,175万7,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

合併浄化槽の新規設置数が当初見込みより減少したことから、1款分担金及び負担金で650万円、3款国庫支出金で619万6,000円、県支出金で96万2,000円をそれぞれ減額いたしました。

これにより、6款繰入金、一般会計からの繰入金は418万円の減額をいたしました。

また、7款繰越金は、平成26年度の額の確定により308万2,000円を追加いたしました。

9款町債は、各事業の実績見込みにより1,300万円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費で3万2,000円を追加し、2款農業集落排水事業で92万8,000円、3款特定地域生活排水事業費で2,683万4,000円を事業の実績見込みにより、それぞれ減額いたしました。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 特定排水事業の、何か見るたびに減額減額という感じがして本当に残念なんです。交流人口という流れで町長はやっていらっしゃるし、それから若者定住というものをやっているんですが、睦沢町の魅力の一つであるこの自然というのは、ただ黙っていて出来たわけじゃなくて、例えば水田何かですね、ちゃんと農家の方が手を入れているという問題と、それからやっぱりこの排水というところで、水がきれいだという、京都だとかね、ああいうところはそうですけれども、そういう努力があってこそ睦沢町の魅力はさらに高まるという、この長期的な視点でのアピールというの、もちろん個人の判断の問題ですから出来ないのですが、町の全体として、そういう町にしていく、より自然が豊か、美しいというような流れを作っていくという意味で、この特定についてもやっぱりアピールが

必要じゃないかということで、もっとこの活気ある町にするためにも、こうした制度を活用していただきたいという点が必要じゃないか、せっかくの財産があるわけですから、それを生かすという点で、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この件については、私も本当に残念でありまして、議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。

しかしながら、今回の特定地域生活排水処理事業費のうちの工事請負費で2,600万強の減額ですが、これ実は、パークサイドタウン、12基見込んでおったんですが、ゼロ基でございます。ただ現場を見ていただくと、もう既に2棟建っておりますが、どうも内容を聞きますと、補助金をもらわなくても結構安くやってもらうので、補助金もらってうるさい事業の中でやるよりもいいというようなこともあるようでございます。

しかしながら、議員おっしゃるように、本当に非常に残念なのは、まだパークサイドタウンが見込んだほど処分がされていないというのが主な原因でございますので、そこら辺については今後いろんな形で努力して参りたいと思っております。

また、一般の家庭におきましては、それこそ先程、住宅改修の補助金が大分出ておりますので、そういうものと併せて町内業者等と共同歩調の中で進めて参りたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 平成27年度陸沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第16号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第16号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成27年度事業の実績見込み及び前年度の精算によるもので、補正額は6,889万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7億3,146万7,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款保険料は、本年度の収入見込みにより380万4,000円を減額、2款分担金及び負担金は、通所型介護予防事業の参加人数の実績見込みにより1万2,000円を減額、4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款県支出金は、歳出の保険給付費、地域支援事業費等の実績見込みによりそれぞれ減額いたしました。

9款1項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業、職員給与費及び事務費に係る繰入金で実績見込みにより880万1,000円を減額し、また、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金からは歳入歳出の見込みにより取り崩しを行わないことといたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費は、各介護サービス給付費等の給付実績見込みにより、合わせて6,842万8,000円の減額をいたしました。主な内容といたしましては、特別養護老人ホームの開所が予定より遅れたことにより、施設介護サービス費が減額となりました。

3款地域支援事業費は、通所型介護予防事業に参加していた方の区分変更により、見込みより減ったために57万3,000円を減額いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 施設サービスのところは、今の説明でわかりました。居宅サービスも、これも当初の見込みより少ないということは、結局、そのサービスを利用出来る条件の方が少なくなったのか、条件はあるんだけど利用しないのかという、その辺はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 命によってお答えいたします。

居宅サービス費の減額につきましては、25年度から26年度について伸びが急激にあったんですけども、27年度につきましては伸びがなかったということでありまして、議員がおっしゃるとおり、権利があるんですけども、使っている方が少なかったというような形になると思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 平成27年度陸沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第17号 平成27年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第17号 平成27年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、かずさ有機センター施設等整備基金に前年度繰越金相当額を積み立てるもので、補正額は236万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ2,353万3,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

6款1項繰越金については、前年度からの繰越金236万2,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款1項総務管理費において、基金への積立金として、236万2,000円を追加いたしました。なお、本積み立て後の基金残高は1,594万2,000円となる見込みであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（市原重光君） ありません。はい。ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 平成27年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第18号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第18号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成27年度事業の実績見込み及び前年度の精算によるもので、補正額は37万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7,489万円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、12月までの実績と1月から3月までの75歳年齢到達者の保険料を見込み11万2,000円を減額、3 款繰入金は、事務費と保険基盤安定分を合わせて25万8,000円を追加、4 款繰越金は、35万7,000円の追加、5 款諸収入は、保険料の賦課業務受託料と人間ドックに係る交付金を12万6,000円減額しました。

次に、歳出についてご説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と保険基盤安定分を合わせて2万8,000円を減額、3 款保健事業費は、人間ドック受診者への補助金として14万円追加、4 款諸支出金は、一般会計繰出金21万8,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

ありますか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 人間ドックはやっぱり利用が増えているというふうに思うんですけども、これ増えたのは何人ですか、見通しというんですか。

○議長（市原重光君） 中村幸夫国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 命によりお答えいたします。

人間ドックの数ですけれども、17人を見込んでおりましたけれども、25人ということで、増額になりました。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 滞納繰越金は4万9,000円と金額的には少ないんですけれども、何でこういうのが発生するんですか。

○議長（市原重光君） 中村幸夫国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 命によりお答えいたします。

昨年1名未納がありましたので、その分の予算計上分です。昨年1名おりましたので。今は完納になりました。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで3時45分まで暫時休憩といたします。

（午後 3時32分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時45分）

○議長（市原重光君） 手塚生活環境・地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 先程、市原時夫議員により、住宅リフォームの補助金の関係でございますが、私、先程、資料をもってご提出させていただくというふうに答弁させていただきましたが、今、手元に3年さかのぼったものを用意しましたので、この場で数字のほう述べさせていただきたいと思います。

まず、25年度でございますが、件数としては17件、工事金額、これについては税抜きでございますが2,229万5,340円、これに対する補助金でございますが、384万9,000円でございます。続きまして、26年度でございますが、件数としては29件、工事金額5,841万4,293円、補助金額878万7,000円でございます。また本年度、27年度でございますが、件数30件、工事金額7,329万2,538円、補助金額1,169万6,000円でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（市原重光君） 以上、報告でございます。

◎議案第19号～議案第24号の一括上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第13、議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算から日程第18、議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

長いから、ゆっくりやってください。

○町長（市原 武君） 平成28年度睦沢町一般会計予算並びに5特別会計予算のご審議をいただくに当たり、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、本予算の提案につきましては、平成27年度策定した睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、本町の目指すべき将来像を、『住もうむつざわ 行こうむつざわ 「新しいまちのかたち」がここにある』と定めましたので、その実現に向けて町全体で推進すべく予算編成に努めました。

さて、我が国の経済は、2月の月例経済報告によりますと、景気はこのところ一部に弱さ

も見られるが緩やかな回復基調が続いているとされております。先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されております。

このような中で、国は、経済再生と財政健全化の両立する予算とし、一億総活躍社会の実現に向け、子育て支援や介護サービス等の充実を図る他、教育費の負担軽減を進める、また地方創生の本格展開を図ることなどを要点とし、平成28年度予算を編成しております。

次に、町の財政状況について申し上げます。

本町における財政見通しは、基幹財源である税収については、平成20年度以降続いてきた減少傾向が回復基調に向かうことが期待されるものの、個人所得へ結びついていないのが現状であり、まだ一定の時間が必要と見込まれ、決して楽観出来る状況ではありません。

また、各種交付金では、地方消費税交付金等の増収が見込まれることから、一般財源は、前年は前年に比べ増額の状況であります。

財政の健全化を示す健全化判断比率は、平成26年度決算において、いずれも早期健全化判断基準を下回り、数値的には改善が図られているものの、財源不足の解消が出来ておらず、また特別会計への繰出金も、介護保険特別会計を始めとして増加傾向にあり、平成28年度予算においても、財政調整積立基金の繰り入れに頼らざるを得ない厳しい財政運営となりました。

歳出においては、社会保障関連経費や公共施設等の維持管理費など財政需要が大きくなる中で、後年の負担に配慮しつつ財政措置のある有利な地方債の活用を行うなど、健全な財政維持を念頭に置いて、選択と集中により住民の理解と協力が得られるよう編成いたしました。

最初に、議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

本予算の総額は、平成27年度と比較し2,700万円増額の34億5,500万円で、前年度比0.8%の増となりました。増額の要因としては、ふるさと納税謝礼に係る経費やむつざわスマートウェルネスタウン拠点整備事業、コミュニティプラント改良事業などに係る投資的経費の増額や重度心身障害者医療給付改善事業において、県の補助対象外である65歳以上の新規対象者について町単独で助成すること、自立支援給付事業における介護給付費の増、子ども医療対策事業において医療費の助成対象者を高校生まで拡充したこと、長生郡市広域市町村圏組合衛生費負担金において、し尿処理施設の建設を行うことから負担金が増額となっていることなどが主なものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款町税については、雇用情勢や事業収益の堅調から、法人町民税の増額や税率改正による軽自動車税の増額は見込めるものの、課税標準額の見直しによる固定資産税の減額があり、町全体では前年度比1.1%減の6億9,976万4,000円を計上いたしました。

2 款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、平成27年度の決算見込み及び国・県からの情報をもとにそれぞれ計上いたしました。このうち地方消費税交付金につきましては、消費税率引き上げの趣旨に基づき、増加する社会保障施策に要する経費として活用いたします。

12款分担金及び負担金は、土地改良施設維持管理適正化事業分担金の増によるものです。

13款使用料及び手数料は、こども園の保育料に、教材や給食費を含めて徴収することとしたことが増額の要因です。

14款、15款の国・県支出金は、地方道路整備事業や橋梁維持事業などに係る社会資本整備総合交付金、また地籍調査事業補助金などの減が、主な減額の要因です。

16款財産収入は、上之郷のパークサイドタウンの土地分譲等を見込み計上いたしました。

17款寄附金は、ふるさと納税について実績による見込みや新たな謝礼品を加えたことにより、増額といたしました。

18款繰入金は、農業活性化推進基金及び若者定住促進基金からの繰り入れの減が主な減額の要因です。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出については、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における四つの政策分野、主要施策の実現に向けて予算の計上をいたしました。

1 点目の「睦沢で暮らし続けることのできる安定した雇用を創出する」では、次世代につながる活力ある農業の再生と活性化として、ふるさと納税の返礼品を充実させ、睦沢町及び睦沢ブランドを全国にPRいたします。

また、町の基幹産業である農業の発展のため、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払事業を実施いたします。農業と道の駅の連携による持続可能な生産販売体制づくりとして、道の駅の移転、拡充、整備を視野に入れ、専門家を招へいし、生産物の指導や農産物講習会の実施、新規就農者や定年帰農者等を対象とした農業塾の開催や加工品の試作品づくりなどを実施いたします。

2 点目の「睦沢への新しいひとの流れをつくる」では、若い世代が暮らしたい・暮らし続けられる居住環境の創出として、空き家バンク制度の活用、パークサイドタウンの分譲及び

住宅取得補助制度の活用を促進し、定住促進と地域の活性化を図ります。

スポーツ・レクリエーションや豊かな自然を活かした観光・交流人口の拡大として、地域活性化住民提案事業による地域コミュニティの活性化や町のPRを促し、また健康長寿のまちづくり、人の流れを呼び込む取り組みの一環としての健幸むつざわロードレース大会などを実施いたします。

3点目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、安心して出産・育児ができる環境づくりとして、平成28年度から医療費の助成を行う子ども医療対策事業については、高校3年生まで拡充し、また、子ども・子育て支援事業については、町単独費によりのびのび子育て応援商品券の交付を実施いたします。

仕事と子育てが両立出来る環境づくりとして、時間外保育や一時預かりを実施する子育て支援事業を引き続き推進いたします。

4点目の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」では、小さな拠点形成「コンパクトビレッジ・プラス・ネットワーク」の構築として、PFI手法による官民連携のもと、健康支援型の道の駅とスマートウェルネス住宅が複合するむつざわスマートウェルネスタウンの拠点整備を推進いたします。平成28年度では、測量・土質調査、詳細設計、附帯道路改良工事、敷地造成工事を実施いたします。また、翌年度以降、本格的にPFI法に基づく事業に取り組むに当たり、平成25年度から平成51年度まで総額28億940万3,000円の債務負担行為を設定いたします。

また、公共交通機関の利用促進を図るための運賃の助成を引き続き実施いたします。

少子化に対応した学校教育の適正・活性化と生涯学習の充実として、小学校の適正規模・適正配置においては、再編のための校舎改修工事に伴う設計業務を実施いたします。また、近年グローバル化に対応する教育の推進という社会的要請から、英語教育の内容の充実を目指し、外国語指導助手の招致、中学生海外交流事業を継続いたします。地域全体で、子供たちへの学習支援としては、睦沢アフタースクールの実施、様々な体験を通して人間力を高めるため、地域とともに歩む学校づくり推進事業を引き続き実施いたします。

町に所在する有形無形の文化財の保存、普及活動を図り、併せて町のよさをアピールする観月の夕べコンサートを実施いたします。

その他、睦沢中学校創立50周年記念事業として、文化講演会等を実施いたします。

誰もが健康で幸せに暮らし続けることのできる「健幸」まちづくりの推進として、ウェストへるス塾については、昼間、夜間の教室の実施、ウォーキング大会では、歩くことの普及

啓発をし、運動習慣を定着させることにより生活習慣病の予防を図って参ります。

安全・安心な暮らしを守る持続可能なまちづくりの推進として、自主防災組織の機能強化を図るための地域防災力向上事業、また自主防災組織を中心とした有事の際の高齢者等の安否確認の体制づくりを各区長等の協力を得た中で引き続き実施いたします。

さらに、官民連携による新エネルギーシステムの導入として、町と民間事業者が連携して新電力会社を設立し、地産地消による地域循環型サービスを目指します。

そして、「まちを支える施策を総合的に展開する」につきましては、安全・安心で暮らしやすい町をつくるとして、地籍調査の推進、主要町道・通学路の整備や舗装・補修、住宅助成を行う社会資本整備総合交付金事業、公共施設の全体的な現状把握、長期的な視点を持った更新、統廃合、長寿命化等を計画的に実施するための公共施設等総合管理計画の作成、交通安全対策、防犯設備の整備、管理を実施いたします。

地域で支え合う健康福祉の町をつくるとして、65歳以上の高齢者や妊産婦が福祉タクシーを利用した場合の助成、若い世代からの生活習慣病予防強化、個別健診を推進いたします。また各種予防接種や人間ドック事業補助を引き続き実施し、疾病の予防や病気の早期発見、早期治療に寄与するよう努めます。

水と緑の自然輝く快適な環境をつくるとして、地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの導入促進を図るための地球温暖化防止対策事業、公共用水源、水域等の水質保全に努めるためコミュニティプラント維持、改良工事を実施いたします。

効率・効果的な行政運営の実施として、財政の透明性に資するため、国の統一的な基準に基づく地方公会計システムを導入し、財務書類を作成して、平成29年度の公表に向け努めます。また、職員の適正配置と業務遂行能力向上のため、人事評価制度を本格的に導入するとともに、職員研修の充実を図り、併せて職員の健康、労務管理に努め、ワークライフバランスの均衡保持に努めます。

以上、一般会計予算の概要についてをご説明申し上げます。

続きまして、議案第20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本予算につきましては、過年度給付実績及び平成27年度決算見込みを勘案し、総額は平成27年度と比較して4,182万9,000円増額の12億2,871万6,000円で、前年度比3.5%の増となりました。国保の財政運営は、税軽減措置の拡大による税収の不足、保険給付費の急激な伸びもあり、非常に厳しい財政状況でありますので、財政調整基金の取り崩しを行い、医療費の

動向を注視しながら、公正かつ適正な税率の対応が必要となります。

また、保険給付費は、被保険者の健康診査、保健指導による健康意識、予防への関心の高まりも見られますが、循環器系疾患や悪性腫瘍、慢性疾患、精神疾患及び予想外の入院、先進医療による高額医療費の増額、C型肝炎新薬の高額な調剤費などで医療費を急激に押し上げている状況であります。今後も制度改正や医療費の動向を把握しながら、安心して安定的な運営をして参ります。

歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税については、被保険者の所得を平成27年度並みと見込み、計上いたしました。

4 款療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る保険給付費等に係るもので、退職者医療の制度廃止に伴う被保険者の減少及び過年度精算分を勘案し計上いたしました。

5 款前期高齢者交付金は、厚生労働省の示す算定値に基づく推計による被保険者1人当たりの負担見込み額及び過年度精算額を勘案し計上いたしました。

6 款県支出金は、給付費に応じて交付される調整交付金及び高額医療費拠出金に対する負担金等を見込み計上いたしました。

7 款共同事業交付金は、高額医療費等に対する千葉県国保連合会からの交付金で、平成27年度の決算見込みを踏まえ、対前年度4,689万8,000円増額の2億6,734万5,000円を計上いたしました。

9 款繰入金は、低所得者対策の強化のため、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた保険基盤安定繰入金の増額、財政調整基金の取り崩しによる繰り入れ、職員給与等事務費に係る繰入金及び出産育児一時金繰入金で合わせて1億1,220万4,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴税費、運営協議会費等を計上いたしました。

2 款保険給付費は、被保険者数は減少傾向ですが、入院件数やそれに伴う高額医療費が増加しております。給付見込みについては、過去の給付実績を踏まえ、主に一般被保険者の療養給付費及び高額医療費の増額を見込み、計上いたしました。

3 款後期高齢者支援金等、4 款前期高齢者納付金等、6 款介護納付金は、厚生労働省の示す算定値に基づく推計による被保険者1人当たりの負担見込み額等を勘案し計上いたしました。

7 款共同事業拠出金は、県内市町村の共同事業に伴う財源の拠出で、平成27年度財政調整額実績を踏まえ、千葉県国保連合会の算定に基づき計上いたしました。

8 款保健事業費は、被保険者の健康保持を図る事業として、特定健康診査においては未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上に努め、特定保健指導は、健診結果に基づき対象者に個別指導を行い、生活習慣の改善に向け継続的な指導を実施するための経費を計上いたしました。今後も、健幸長寿のまちづくり実現のため、必要な保健指導を行うことにより、健康保持と疾病の早期発見、早期治療を目指すとともに、医療給付の適正化を図って参ります。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明いたしました。

続きまして、議案第21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本予算については、久保・北部両地区の農業集落排水施設の維持管理費と特定地域生活排水処理事業により設置した合併浄化槽の維持管理及び新規の合併浄化槽設置工事として、パークサイドタウン分譲地7基分を含め27基の工事費を見込み、総額は平成27年度と比較し666万円減額の8,282万7,000円で、前年度比7.4%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、3 款国庫支出金、4 款県支出金につきましては、新規合併浄化槽の設置27基分の受益者分担金及び国・県からの補助金を計上いたしました。

2 款使用料及び手数料は、久保・北部地区の農業集落排水施設使用料と27年度までに特定地域生活排水処理事業で設置した合併浄化槽の使用料及び農業集落排水設備指定工事店更新手数料で、対前年度177万9,000円増の1,799万2,000円を計上いたしました。

6 款繰入金は、一般会計からの繰入金、9 款町債は、特定地域生活排水処理事業に係る起債借入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、負担金公課費を計上、2 款農業集落排水事業費は、農業集落排水施設の管理費を計上いたしました。

3 款特定地域生活排水処理事業費は、既設浄化槽の管理費及び新規合併浄化槽設置工事費等で対前年度448万円減の4,497万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、特定地域生活排水処理事業費での新規の合併浄化槽設置基数が、前年度32基から本年度27基と5基減少したことによるものです。

4 款公債費は、両事業の起債借り入れに係る償還金を計上いたしました。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとする介護保険制度は、平成28年度より新たに介護予防・日常生活支援総合事業がスタートします。この事業では、町が中心となり、地域の実情に応じ住民等が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を目指します。このことにより、要支援の方の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行しますので、予算の組み替えを行い、各サービス利用者数やサービス料及び保険給付費を見込み、予算編成いたしました。総額は平成27年度と比較し5,640万9,000円増額の8億4,281万9,000円で、前年度比7.2%の増となり、第1号被保険者数は2,688人、要支援・要介護認定者数は415人で、出現率は15.4%と推計いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款保険料は、現年度分と滞納繰越分を合わせて対前年度223万6,000円増額の1億6,031万4,000円を計上いたしました。

2款分担金及び負担金は、各介護予防事業等に係る参加者負担金で85万8,000円を計上いたしました。

4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金は、介護給付費及び介護予防事業費等に係るもので、それぞれの負担割合に基づき5億3,701万円を計上いたしました。

9款繰入金は、介護給付費と地域支援事業費に係る繰入金、職員給与と事務費に係る繰入金及び介護給付費準備基金繰入金で1億4,461万8,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、介護保険事業の運営に係る経費として、人件費、保険料徴収費、介護認定審査会費等を合わせて2,614万4,000円を計上いたしました。

2款保険給付費は、高齢者人口の増加により、要支援・要介護認定者数が増加することから、対前年度4,537万5,000円増額の7億9,162万9,000円を計上いたしました。主なものとして、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などを増額計上いたしました。このうち、施設介護サービス給付費については、平成27年11月に特別養護老人ホームせせらぎが開設されたことにより、この施設の利用者を見込んだため、増額となりました。

3款地域支援事業費は、生活機能の低下により要支援・要介護になるおそれのある高齢者及び日常生活が活動的な状態にある高齢者を対象にした予防事業を平成27年度に引き続き実

施いたします。また、高齢化が進み、要支援・要介護状態や重度化しないための対策としての予防事業や地域包括支援センターでの総合相談等の経費として、対前年度1,139万4,000円増額の2,393万2,000円を計上いたしました。増額となった主な要因は、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援の方の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行したことによるものです。今後も健康長寿のまちづくりのため介護予防事業のさらなる実現に努めます。

以上、介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本予算につきましては、かずさ有機センターにおけるたい肥売り上げと施設の運営に係る人件費や施設維持管理が主なものであります。歳入歳出の予算総額は、前年度と比較し2,133万3,000円増額の4,086万4,000円で、前年度比109.2%増となりました。かずさ有機センターは、平成17年の稼働から10年以上が経過し、施設設備等の老朽化が目立って参りました。これに伴い、今後の安定したたい肥の生産供給体制を維持していくため、緊急性の特に高い発酵舎屋根改修を盛り込んだ予算編成といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款事業収入については、平成27年度に引き続き環境保全型農業、直接支払対策による水稲へのたい肥散布と一宮町の梨園等への施肥事業による実績見込み等から、対前年度47万4,000円増額の800万9,000円といたしました。

2 款負担金、5 款繰入金は、睦沢、一宮両町の酪農家の頭数割合及び運営事業費の案分と今回の発酵舎屋根改修のための基金繰り入れを1,370万円計上いたしました。

3 款使用料及び手数料は、酪農家の施設使用料として成牛を前年度比7頭減見込み、186頭分を計上いたしました。

7 款諸収入は、発酵舎屋根改修に伴う酪農家負担金であり、均等割及び事業費の5%の頭数割により算出し、138万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費については、本町の事務従事職員が任期付き職員から臨時職員となることから、社会保険料、臨時雇い上げ賃金、通勤手当が出る費用弁償等が増加することにより、対前年度123万7,000円増額の395万2,000円を計上し、2 款事業費については、ふん尿処理、たい肥の製造と機械器具施設維持管理等に係る経費であります。28年度は発酵舎屋根改修施工管理業務委託と改修工事の増により、2,009万6,000円増額の3,681万2,000円を計上いたしました。

なお、改修工事については、現在、国・県の補助金が見込めない状況であります。運営協議会でも、情勢の変化等に注視しながら実施するよう意見があったことを踏まえ、国・県の補助制度等の動向を見ながら実施時期等を検討して参ります。今後も町農業施策の核であるかずさ有機センターを活用し、資源循環型農業の推進を図り、農業振興地域の環境保全に努めて参ります。

以上、かずさ有機センター特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

最後になりますが、議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の総額は、平成27年度と比較し934万2,000円増額の8,385万5,000円で、前年度比12.5%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて5,040万8,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、保険料率の見直しによる均等割額と所得割率及び保険料賦課限度額が引き上げられますが、一方で、低所得者の軽減判定所得の基準額引き上げにより、均等割の5割2割軽減が拡大されます。

3 款繰入金は、職員給与費等の事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて3,202万5,000円を計上し、5 款諸収入は、広域連合から交付される人間ドック補助に係る交付金及び賦課徴収事務費交付金で141万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、職員の人件費及び保険料の徴収に係る経費等で856万8,000円を計上いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収いたします保険料と保険基盤安定負担金を合わせて7,403万5,000円を計上いたしました。

3 款保健事業費は、人間ドック補助金として75歳年齢到達による後期高齢者医療への加入を見込み、計上いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成28年度一般会計並びに5 特別会計予算の概要についてご説明とさせていただきます。

各事務事業の詳細については、機会をいただきましたら、担当課長等からご説明させたいと存じます。

よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました議案第19号から議案第24号までの6議案の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第19号から議案第24号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号までの6議案については、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

議案第19号から議案第24号までの6議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号までの6議案に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日4日は、定刻午前9時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時29分）